

議事日程(第3号)

令和7年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第37号 桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第3 議案第38号 桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定
- 日程第4 議案第39号 桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第40号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第41号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第42号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第43号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第44号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第45号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第46号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第47号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 意見書案第4号 消費税減税を直ちに実施する意見書(案)
- 日程第14 請願第1号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第37号 桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第3 議案第38号 桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定
- 日程第4 議案第39号 桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

- 日程第5 議案第40号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第41号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第42号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第43号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第44号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第45号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第46号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第47号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 意見書案第4号 消費税減税を直ちに実施する意見書（案）
- 日程第14 請願第1号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願

---

出席議員（10名）

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 井上 利一君      副町長 ..... 山邊 久長君  
教育長 ..... 大庭 公正君      総務課長 ..... 横山 由枝君

企画財政課長	……………	小平 知仁君	建設事業課事業係長	……	山川 毅君
住民課長	……………	山本 博君	会計管理者	……………	北原 義識君
税務課長	……………	古野 博文君	保険環境課長	……………	川野 寛明君
健康福祉課長	……………	原田 紀昭君	産業振興課長	……………	横山 龍一君
子育て支援課長	……………	藤木 秀臣君	水道課長	……………	秦 俊一君
学校教育課長	……………	平井登志子君	社会教育課長	……………	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	………	尾園 晃君	社会教育課長補佐	………	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案がお手元に配付されていますように、意見書案第4号、請願第1号が提案されました。お諮りします。意見書案第4号、請願第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号、請願第1号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の意見書案第4号、請願第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、意見書案第4号、請願第1号は、日程第12の次に順次上程いたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） おはようございます。柴田正彦です。

先日74歳になりました。後期高齢者にリーチです。29回目の一般質問に入ります。

今回は、1、桂川町立認定こども園について、2、子育て支援課を教育委員会部局へ移すこと

について、3、不登校について、4、学校建設について、5、こども誰でも通園制度について、6、ごみの削減とリサイクルなどについて、7、男女共同参画について、8、町政報告について質問いたします。

では、1、桂川町立認定こども園についてです。

町政報告でもありました、昨日の大塚さんの質問にも答えられましたが、簡潔に認定こども園の建設の状況を教えてください。

○議長（林 英明君） 山川係長。

○建設事業課事業係長（山川 毅君） 現在、園舎や道路のレイアウトを定め、園舎を建築するために必要な造成工事に係る事務手続を進めております。

基本設計・実施設計及び造成工事については、翌年度の予算計上を行う方向で調整しているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 翌年度、つまり4月からということになると思うんですけども、昨日も質問があったんですが、これも、ここで開園できるというのは簡単には言えないと思うんですが、一番早くて、開園は、早くていつになりますか。というのは、後の質問の関係があるので質問しています。

一番早いで、もちろん、だから、こういうことで遅くなったというのは分かりますので、早くてどうなりますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、議員言われましたようにいろんな、どう言いますか、調整事項とかが生じる可能性もありますので、明確には言えませんが、今のスケジュールで順調に進めば、令和10年4月というふうに考えられます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい、2028年4月ということですね。

土師保育所が大丈夫かなというのもあってですね。

では、次の質問します。子育て支援課を教育委員会部局へ移すことについてです。

まず、9月議会での確認です。資料1になります。これは、従前から私は質問をしているところでした。その中で6月議会等で教育長は次のように答えられました。「就学前の保育教育と義務教育卒業までの学びの連続性・継続性をワンストップで進めていくためには、保育・教育を一つの組織内で担わせていただくことが効果的だということに考えは変わりはありません」、そして9月議会では「認定こども園の建設と併せながら、子育て支援課の所管替えというところも私

自身としては必要だというふうに思っているところがございますので、そのことに向けて町全体の中で進めてまいりたいと思っているところです」ということを言われました。教育長、その考えでよろしいですか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） その考えについて変わりはありません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 9月議会で町長も、委員会との協議もありますけれども、基本的にはその路線で進めていきたいと言われました。その確認でよろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、その確認で結構です。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、今まだ3か月しかたっていないから、どうなっているかわからないんですが、この子育て支援課を教育委員会部局へ移すことが、どのように進んでいるか教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 9月定例議会からの御質問の答弁と変わりませんが、現在まで子育て支援課とともに、認定こども園開設に向けての桂川幼稚園、土師保育所が策定をしている園の経営構想であったり、年齢児ごとのカリキュラム検討を、調整といいますか、もうほぼほぼ仕上がりの状況に近いんですが、そういった内容の進化充実を図っているところでございます。

また、桂川町子ども計画の推進に向けても、項目ごとに両課が検討を進めているというふうな状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 現状のことが分かりました。

今後どう取り組むか、ありましたらお願いします。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 具体化した所管外の協議というところにはまだ至ってはおりませんが、認定こども園開設に向けて学校教育課と子育て支援課の協議というのはさらに深めていく必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） いろいろ細かいところの打ち合わせ等が必要だろうというのは分かります。

かつて井上町長もそのことを言われていました。ただ大きな目標に向かって、そこを考えていけば何とかクリアできると思います。井上町長もこの取組を応援していただけますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 教育委員会と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、次です。

学童保育所の運営主体を社会福祉協議会、そこが実際運営していますが、それを子育て支援課がむしろ責任を持って見ていったほうがいいのではないかと、私はかつて、ここで質問したことがあります。

子育て支援課が教育委員会部局となれば、学童保育所は教育委員会の所管ということになります。今、子育て支援課が一応トータルで見えていますので、社協に預けているけど、そうするとそのことによって、0歳から15歳、桂川町の0歳から15歳までの子どもたち、その教育を、いえ、高校まで含めれば、0歳から18歳までも教育委員会で見ていくことができます。私はそのことによって桂川町の教育が充実したものになると思います。

ですから、学童保育所の運営主体を社協から子育て支援課にする、今するチャンスだろうと思うし、今すべきだろうと思うんですが、どう考えられますか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現状から考えますと、まだそこは私が答えるべきではないと思っておりますが、あくまでも所管替えになったという前提の下で答えさせていただきたいと思っております。

子育て支援課が所管替えとなれば、当然、所管をしている学童保育所も教育委員会の所管になると思っておりますので、現在委託をしている社会福祉協議会に対しましても、組織運営への支援であったり、活動内容等についての指導助言はできるものと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 学童の状況が非常にもったいないなとずっとかねてから思っていました。放課後そこに行って、きちっと、これは失礼な言い方かな、学びや体験を計画的にもっと充実していく、それも学校とカリキュラムとかを意識しながらやっていくことは、物すごいプラスだろうと思っているからです。

井上町長は、この件はどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まだはっきりしたことは言えないんですけども、先ほど議員が御指摘のように、現在は社会福祉協議会に委託をしている状況であります。社会福祉協議会との委託関係、このことについても検討する必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 簡単にはいかないのですが、将来見越しても取り組んでいただ

けたらと思っております。

では、3、不登校についてに入ります。

9月議会でも明らかになりましたが、桂川中学校では不登校生がクラスに4人か5人います。桂川小学校もいます。

その不登校にはいろいろな要因が重なっている。子ども自身の問題と言い切れない、親の問題でもない、学校の問題でもない、いろいろな問題が絡んでいると思っています。

しかし、子どもたちのおり場が要るだろうということで、僕は不登校生の居場所の一つとしてフリースクールの設置をここ何回か提起してきました。9月議会で教育長は、不登校に対する施策として、教育支援センターを設置したい、広げたいと言われました。

現在、桂川中学校に教育支援センターが置かれ、前あったのをええられて、教育支援センターとし、そして成果が出ている。これを広げたいと言われていました。

新年度、まだあと3か月ですが、今後どのように進めていかれるのか教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 9月議会からの答弁にもつながると思いますが、現在、桂川中学校において、校内教育支援センター、学校での呼称はサポート教室と言っておりますが、それを設置しております、フリースクール事業者を指導者として内容の充実を図っているところであります。

この成果としましては、不登校ぎみの生徒が通級してくることが多くなりまして、生徒とのコミュニケーションが親密になって、登校へのハードルというのが、それが非常に低くなったと感じています。

さらに、不登校から復帰してきた生徒が、今年度でもう9名と増えてきている状況です。このような中学校の実績から不登校の多い桂川小学校においても、同様な形で校内教育支援センターを設置をしたいというふうに考えております。

さらには、福岡県の事業であります、学校まで、まだ足が遠のいている児童生徒を対象とした、学校とは別施設の公的な教育支援センターの設置運営をする事業がございますので、まずそれに手を挙げていきたいというふうに考えております。

しかしながら、現在、この人手不足といえますか、これらを指導できる人材が不足をしており、まずは、その人材の確保、そこから当たっていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進んでいることを本当にありがとうございます。

ぜひともそうやっていただけたらと思います。

ちょっと危惧は、学校に、言われたように来れない子にとって、じゃあ、どこに、というのは

ずっと疑問だったんですが、今言われたように校舎外にそういったのを作れば一つの展望だなと思います。よろしくやってください。よろしくお願ひいたします。

②に入るんですが、この不登校の問題をもう学校に取り組みというのは無理です。学校いっぱいやっていきます。それはもう分かります、ひしひしと。それから、もうこれは、ある面、行政の問題になってきているのかなとも思っているところです。

実は、現在、桂川町の男女共同参画に関するこの第3期の計画がつくっているところですが、恒例のように町の皆さんの意識調査がされています。その中で男女共同参画にする町民意識調査の中に自由記述欄、一番ここに宝が眠っていますので真っ先にそこを読むんですが、次のようなことが書かれています。

男女共同参画の問題も大事かもしれませんが、私はもっと教育に関しての取組を行ってほしいと思います。不登校の子とかの支援をもっとしてほしいです。

「幾ら相談しても、何も変わらない」、30歳代の女性です。多分不登校の子どもさんお持ちか近くにいらっしゃるでしょう。こんな思いがありますので、ぜひとも進めて行ってほしいし、町が取組が必要と思っています。ほかの自治体で多くの取組もあります。みんな何とかしなければならぬ、やっています。

私は、実はその桂川町子ども審議会の委員です。子ども審議会ではちょっと組織が大きくなる中で新しい取組が始められました。その取組を紹介してください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） まず、子ども審議会についてでございますが、今年度から子ども審議会というふうに名称変わったんですけど、以前は子ども・子育て会議という名称でございました。

様々な団体の代表者の方18名から成る審議会でありまして、桂川町子ども計画ですとか、子ども施策に対し調査・審議を頂くものでございます。

新たな取組としましては、教育保育部会、それから次に子どもの居場所づくり部会、次に子どもの保護者部会ということで、3つの部会を設置しておりまして、様々なテーマを基に御協議を頂いているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 各部会に6人になりますので話す場があります。18人やったら何も話さないで帰る人がいますけど、それぞれ、これは非常にいいやり方だなと私は思いました。

私は、ここの子どもの居場所づくり部会に入っています。そのテーマの一つに不登校があるんです。話す中で不登校の子どもたちだけでなく、保護者が孤立している。どうしていいのかわからず悩んでいる。さっきのアンケートに重なる分です。そういった保護者が一人じゃない

んだと、ここにつなぐ取組が要るんじゃないか、講演会とか行っていかないけないんじゃないかという話になっています。

これには、教育長、御協力をお願いしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） やはり、不登校の問題というのは、学校教育に関しても大きな課題でもあると思っておりますので、私どもも積極的に関わってまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。

町全体として取り組んでいくことが一番大事だろうと思っております。

9月議会で井上町長は不登校生の多さに驚かれていました。20年、30年前と本当明らかに状況が違います。だから国はCOCOLOプランを出し、実際に具体的な施策が始まりました。

また、県も動いています。県は今年から小郡高校に不登校を経験した生徒が通える普通科みらい創造コースを設置しました。本年1年目です。国も県も、またほかの自治体でも行われています。桂川町でも不登校をなくす取組、不登校生への取組、また保護者をつなぐ取組が必要です。

町長御協力バックアップお願いできますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） さきの議会でもありましたけれども、私自身も不登校の子どもたちの、将来といいますか、そういったことについては非常に心配をしているところです。

できれば早く不登校から脱して、通常の学校生活に戻ってほしいという願いがありますけれども、先生方のお話、あるいは専門家のお話を聞いても、なかなか一概には難しいということを感じております。

行政としてできることにつきましては、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） お願いいたします。行政の出番です。

では、次、学校建設についてに入ります。資料2になります。

9月議会で、町長のところですが、町長は後段、いずれにしましても、そういう学校の再編統合を含めて、取り組まなければいけない時期に来ていると言われていました。

また、総合教育会議の中でも、むしろ前向きな意見が多かったと言われて、さらに、昨日大塚さんの質問の中で、「学校の在り方検討会議に取り組む、すぐにでも庁舎内で取り組みたい」と言われました。前進と思っています。ここをもう少し詳しく説明してください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今御指摘のこの学校の在り方検討会議といいますのは、いわゆる取組の、

スタートラインといたしますか、まだスタートラインの手前かもしれませんが、いずれにしても課題としては見えているわけですから、この課題にどのように取り組んでいったらいいのか、まずはその基本的な方針なり方法、そういったこと、それから一番大事なのは、いわゆる事務局体制なんです。

事務局体制をしっかりとしなければ事業は前に進まない。じゃあ、その事務局体制をどんなふうにつくっていけばいいのかというようなこと、そういったことについてこの学校の在り方検討会議を開いて、そこで案を練っていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 早急に進めていただければと思います。

2に「町のみなさんの声」と書いていますけれども、そういう声は何か届いていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 学校の、学校というよりもいわゆる教育環境ということで、その整備を望む声は時々聞きます。それと併せてもう一つ聞くのは、やっぱり子どもたちが安心して遊べる広場・公園、こういったものがあればいいのということ、そういった声を聞いているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それこそ会議の、先ほどのこども審議会の中で児童館というのも出てきたんですが、実際なかなか桂川町では厳しいのかなという意見も出ていました。本当はそういうところが新しい学校の横にでもできたらいいんだろうなどは常々思っているところです。

町の皆さんの声なんですけど私のほうはよく来るわけです。こういう発信をしているせいだろうと思います。ダイレクトに来ました。2つ紹介します。2つ来ました。9月以降。

こう言われました。学校を塗り替えただけで、まだ学校建て替えちゃらんと、何しよん。何しよんって言われても……。物すごく聞きました。

それからもう一つ、女性の方なんですけど、私はあの桂川小学校に入学して新しいときに入学して卒業しました。娘もあの桂川小学校に入って卒業しました。もうすぐ孫が入学するようになるんですが、あの桂川小学校ですかって言われました。返答もできずに受け止めるしかなかったんです。ぜひとも早急に取り組まなきゃなと思っています。

学校の在り方検討委員会に取り組むと、町長言われましたが、ほかに今後取組考えられているならば、そのほかにもしありましたら教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 非常に大きな課題であります。同時にどう言いますか。学校の再編となれば、これは町民の皆さんの理解を頂く必要があります。

だから、そういった両面から考えていかなければいけないと思っているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かります。ただし動かないともうどうしようもないということで、9月に言われたように意外と東小は殊のほか早く老朽化しているなど思っています。あちらこちらに工事が入っている、よろしくお願いします。

では、5です。こども誰でも通園制度について質問いたします。

これは、実は文教厚生委員会ではもういろいろな話を聞き審議しました。ただ、総務経済建設委員会の皆さんは御存じないと思うし、町の皆さんも御存じないと思いますので、課長、すいませんが、また説明をお願いします。

まず、こども誰でも通園制度。この来年度から、まあ、正確には乳幼児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度なんですが始まります。この趣旨を教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 制度の趣旨でございます。本制度は、子どもを中心に子どもの成長の観点から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを大きな目的としまして、保育所等に通っていない未就園児が、保育所や認定こども園等を一定時間利用できるという制度でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 新しく始まりますが、これはいつから始まるんですか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 令和8年4月から実施を予定しております。

○議長（林 英明君） 藤木課長、4月。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） すいません。4月1日から実施を予定しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 大変ですね。あと3か月ちょいしかありません。

次ですが、対象の子どもの年齢、小さい子というのは分かりましたが、何歳から何歳、教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 0歳6か月から満3歳未満の子どもが対象となります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 6か月、はいはいが始まるかどうかですかね。それぐらいから3歳未満の子ども。

利用時間はどうなっていますか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） まだ、国から正式に示されているものではないのですが、今のところ言われておりますのが、1月当たり10時間程度の利用時間を想定しているものです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 1月10時間ですから1日1時間もないということですね。そういう受入れをしていくということになっていくんですね。

利用料どうなっていますか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 利用料につきましては、まだちょっと国から示されておられませんので、はい、すみません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ネットで見ると250円とか300円というのが出てきました。まだ確定してないんですね。はい、分かりました。

3との絡みがあるんですが、利用時間が10時間しかない。文教で話になったときは1日2時間、隔週、1週間ごとに2時間しかないよね、これやったらという話になりました。

もし、それを超えてとなったらどういうことになるんですか。それは不可能ですか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 超えて利用も当然いいのですが、今のところ国が考えておりますのが、この10時間つというものが、まず一定の時間というふうにしていますので、超えたところについては恐らく、それ以上は御負担いただくような形になろうかと思えます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 負担すれば可能ということですね。ただ、今までできなかったことができるようになる、小さい子が集団生活を体験できるということになってくると思われます。これは国の制度です。だから国がつくった新しい制度ですが、国や県からこれはもう補助金は出るんですか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） まだ、こちらにつきましても、国からは、その公定価格ですとか、そういう金額が正式に示されていないのですが、まず、利用者の方に対しましては、給付型の制度となる見込みでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃ、生煮えのまま国から出されてきて現場は困っているというパターンのような感じですね。そういう課題があるけど、ほかにこの制度、課題がありましたら

教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） こちらは、この制度は初めての制度でございますので、スムーズな運営がまずはちょっと課題であるとは考えておりますが、保育士不足による人材確保ですとか、施設の受け入れ体制等が課題になろうかと思えます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） テレビでもやっています、もう先行してやっている、まあ、実験と言いますか、しているところの園の方が言われていたのは、先ほどのように6か月の子が入ってくるわけです。

私の子どもは保育園に入れたら1か月間泣き通しました。1か月に10時間しか来ないなら、毎回泣いているか寝ているかの状況ですね、6か月やったら。

そういった子どもさんが入ってきて、しかし、保育士はそこにもつけないかん。3歳未満は、たしか3人につき1人の保育士が要ります。だから、新しく施設を造るんじゃないで、今の保育園等がここも受け入れていく形になるんだろうと思えます。

今言った、保育士不足がある、スペースの問題がある、通常の保育園よりもかなり、時々しか来ない子ならば負担は大きいはずです。だから、テレビで見てたら、うちはもう来年は受けませんみたいにはっきり言われていた園長さんがいらっしやいました。

で、心配はですね。じゃあ、桂川町で受け入れる園が可能性ありますか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 町内の保育所等におきまして、意向調査を行いました。現時点では私立の保育所3園から実施する方向であるということで回答を頂いております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私、これ、あえて入れているのは、なかなか受入れがないならば、土師保育所で受けていくしかないでしょうということを言うつもりでしたが、そうなればどこでも受け入れていただくのが一番ベストだと思いますので、保育士との関係がありますね、やっぱりね。今後大変でしょうけど、やっていくしかないと思いますのでよろしくお願いします。

これ、確認しますが、これはしなくちゃいけないということですよ。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） これ、実際に言いますと、まだ、その義務化まではこれなっておりません。これ、もう制度化ということでございますので、義務化ではない。しかし、町としては当然こうやっていきたいというものでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） まだ義務化じゃない、でも、制度はつくれと、こう来ていると。実質、やらざるを得ないし、やっていくということですね。分かりました。

では次です。6、ごみの削減とリサイクルなどについてに入ります。

11月26日の県央議会での審議内容と結果を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県央のホームページに公開されております11月26日に開かれました令和3年第3回定例会の資料によりますと、専決処分に関する議案が2件、条例に関する議案が1件、決算に関する議案が1件、補正予算に関する議案が1件、以上5件が審議され全て承認可決となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もそこに参加しています。最近は常に行っています。ちなみにオンラインでも流されています。その中で議会の最初に組合長が、焼却場を見直していく、少し小さいものに変えていくというようなことを言われました。

また九郎丸に造る予定だったそうした熱を利用した温浴施設等はゼロベースで見直すと言われた。

このことについて質問していくんですけども、まず最初に私の考えを言っておきます。これはいつも言ってきたことです。

私は、ごみ焼き場、焼却場、ごみ焼却場要ると思っています。絶対要ります。ただ、いつも言っているのは、ただ大型ごみ焼き場なら要らない。

ごみの分別削減そしてごみというのは分ければ資源になりますから、資源化そういった資源再生センターとしての位置づけのものが欲しい。それならば大賛成です。そしてSDGsなんて一方で言っている。ただのでっかい、ばかでかいごみ焼き場は、SDGsに反します。そんなものを造りたくない。将来に胸の張れるものを造るなら造ってほしいと言ってきました。

県央の事務局は、この役場に来て議員相手に質問を受けて説明がある中でも私は言いました。私は九郎丸に住んでいます。地元の議員が反対するようなそげな焼却場を造らんどいてくださいねと。そんなのができそうでした。今、ストップになっています。

小さいものを造ると言うけど、行政の言う小さいものが非常に怖い。例えば、この横の、今度こども園にするというこの敷地の値段、かなり、何千万円だったかな、3千何万円くらいなかったかな。えらい高いですねって言ったら、いや、上限だから低くなるはずよ、低くなるよって言ったのがほんのちょっと低くなっただけ。

町長の公用車クラウンもそうです。あくまでも予算を認めてもらえなければ何を買うかもできないんですって言って、あ、そうですかって開けてみたら、クラウンの新車、当初の予定とほん

の少し、だから、小さいものって、220tやったのが210tになっても小さいものになっちゃうんです。

その辺が非常に基本的には気になっているし、1回止めてみんなで話し合うしかないんじゃないかなと思っているのが私のスタンスです。つまり、次世代に胸の張れる資源再生センターにしてほしい。

質問に入ります、具体的に。

1月26日の県議会の中で嘉麻市の議員が、この西日本新聞を基に確認をされてきました。1月23日のこの新聞を基に。これは何が書いてあるか。お金は本当に足りる、財政難、事業削減もと書いてあります。

内容を見たら、次のように書かれています。飯塚市の財政課、つまり、この大きなごみ焼き場、当初予定した大型ごみ焼き場を造るときに相当の負担が出ます。その中で財政は厳しいんでしょという質問に答えは、飯塚市財政課は貯金にあたる財政調整基金が2030年度にゼロになるとの見通しを出している。

結局、払えるのかという中で同課は、財政課はですね、は、公共施設再編による管理コスト削減や市の事業見直しなど節約で捻出すると言っているようです。

また、嘉麻市の、今、聞いているようです。嘉麻市は今非常に厳しい、経済収支比率が100。100を超えるというのは、自由に使うお金がないということになります。サッチが使うお金は収入全部になっている。端的には借金すらやっていけない。そんな状況で大丈夫なのかという質問に「嘉麻市は過疎地域認定されているから過疎債がある。何とかなる」というふうに答えたと言うんです。嘉麻市の議員はそういうことないよと言われていました。そうはならないと心配されていました。「そんなことを事務局答えたのか、と言ったら、「いえいえ、自分たちは、県央の事務局は答えていない。新聞記者がそれぞれの財政課を回ったんでしょう」という話でした。で、お尋ねしたい。当然桂川も来たと思うんですがどうですかと聞こうつもりやったら大塚さんは昨日聞かれて、来てないということだったんですが、新聞記者は来ていない。また、電話でもなかったですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 打診もなかったです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 少し考えたんです。町長、何で桂川がすつとばかしちよるんですかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとそこ分かりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） いろいろ考えたんですけど、これはあんまり、とんでもない話があるのかなとか、今、ちょっと……。はい。

で、次の質問です。嘉麻、飯塚は財政厳しいと言われてます。

9月13日でしたかね、いきなり全議員向けに県央議員やない私たちも含めたところで説明があったときに、嘉麻市の議員は財政がもたんと言われてました。そげんことして。

端的に聞きます。じゃあ、ごみ処理場、この、小さいがどんだけか分かりません。前回のごみ処理場したときに桂川町の財政は本当にもつんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 本町の財政は余裕がない状況でございます。ですから、中長期的な視野を持ちながら、限られた資源、財源をより効果的、効率的に運用する必要があるということはいまでも申してまいりました。

また、このために全ての施策について厳しく優先付けを行い実施してきたところでございます。

近年では将来の町の発展維持に資する大型事業としまして、桂川駅周辺地区整備を実施したことは御承知のとおりだと思います。こうした中におきまして、一方では将来の備えとしまして各種基金を積み増し、財政調整基金では平成19年度末残高1億8,000万円から令和6年度末では8億2,000万円。減債基金では同じく600万円から6億円、新設しました教育保育施設整備基金では4億8,000万円と一定の成果を得たと考えております。

議員、御指摘の新ごみ処理施設整備につきましても、大きな財政負担が求められますので、これまで以上に苦しい状況を迎えることが予想されます。しかしながら、町の財政がもたないということは論外なことでございますので、行財政を安定的に運営できるよう厳しい局面では、先ほど申しました基金等を活用しながらこれまで以上に努力を積み重ねるほかないと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 端的に言えば厳しい状況であることは変わらない。そうですね、経済収支比率がもう100に近いところをずっと動いてますので。財政再建の必要性がだからあるんじゃないでしょうか、どうお考えですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議員御指摘の財政再建といいますが、計画というものがどういったものをイメージされているか承知しておりませんが、町が抱えております懸案事項は多岐にわたっておりますので、執行部サイドの課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひ取り組んでいただきたいし、議員も一体となって取り組む必

要があるだろうと思っています。

私は学校をつくれと言いながらここは抑えろと言っています。私の中でも優先順位がある。町として将来の町、町の継続、考えたときにどこがいいのかというのをやはり町の皆さんと共に考えていく必要があると思っています。

なお、先ほど小平さんが言われたように、僕は、井上町長になって基金が増えていると思っています。これは評価しています。借金は減っている。実際にそこは間違いないです。でも、一つの要因として、この間、我慢していろんなものをつくられていない、一時期ばさかつくって、それが大事になっちゃった、それが無いというのがあります。でも、もうそろそろ動かないかん時期なのかもしれない。そこは共に考えていけたらと思います。

では次ですが、ごみの削減とリサイクルになります。

いろいろ調べている中でまた飯塚市の議員の一般質問とか聞きよったのを。金子さんという議員がいまして、彼女はもうこの大型ごみ焼き場の前からこのごみのことをずっと質問していたんです。中で一般廃棄物処理基本計画はこれはこうだろうという話をされていたので、私はネットで、飯塚市、ブランク、一般廃棄物処理基本計画と打ちました、出てきます。そして桂川町、ブランク、一般廃棄物処理基本計画、出てこないんですよ。桂川町はこの一般廃棄物処理基本計画あるんですか、ないんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 本町におきましては、令和4年3月に一般廃棄物基本計画を策定をしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 一般廃棄物処理基本計画は、令和4年3月、3年半前、井上町長はこの一般廃棄物処理計画御存じでしたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直申し上げまして、中身について詳しくは存じておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私も初めて聞いて……。じゃ、その計画はあるんですが、それに沿ってやっていっているんですか、できているんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 目標値等が設定されておりますけども、一部できている部分もございますし、まだ、課題といたしますか、できていない部分もあるというふうに認識しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 川野さんに聞いても分からんですね、4月に課長になったばかりで。だから、できている部分とできていない部分がある。県央のもそういうことが答弁されました。桂川町の状況はよく分からないんですよ、その目標が。

飯塚の議員は、この基本計画を基にしたときに、実際に飯塚市はごみの量が減っていると言われる。だからあんな大きいごみ焼き場は要らんだろうとも言われている。もっともっと分別や削減、取り組めるんじゃないかと言われています。私も同じ考えなんです。うちにもそんながあるというのは分かりましたので、ここをもう一回見て、さて、どうしたらいいやろうかと考えていかなと思います。

先ほど令和4年3月と言われました。3年ちょい前。で県央がですね、県央といいますか、環境省のホームページ、9月にいったことです。飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町地域循環型社会形成推進地域計画、本当に立派なことを書いてあるんですよ、これ。これを出したのが11月21日です。桂川町の基本計画のが先で、この後にこれが出ている。どう違うのか、同じなのか、その辺も吟味していく必要があると思います。

そして県央の議会でこんなんが本当に論議がどこまでしているのかというのが疑問なんです。続けます。資料になります。3。

今、言ったその環境省のホームページの桂川町出している分ですよ。これ、今でも見れるんです。環境省と打って、飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町地域循環型社会形成推進地域計画で出てきます。もっと言えば、循環型社会形成推進地域計画と入れたら全国ずらっと出てきます。その中でうちのをピックアップすれば出てきます。

そして、そこには10の施策が具体的に書かれていました。ごみを減らし循環型にしていくという施策です。ところがこれはほとんどできていない。それで私は9月議会の中で——県央に働きかけて、この計画が遅れてますので早急するように提言していただけますでしょうかと、お願いしました。町長は、機会を見つけて提言したいと思いますと答えていただきましたが、提言していただきましたでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 提言というスタイルが取れているかどうかは別にしまして、いわゆる御指摘のように組合とそれから構成市町の取組というのは、これは協働して取り組むべき内容が多いと思っております。そういうことからしまして、これまでそれぞれの各構成市町ごとであった取組について共通するものについては、特に積極的に対応するよという、そういう要請はしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その要請をしての反応はどうか、回答。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今の段階でどういいますか、大きく変わったところというのはまだできていないと思いますけれども、担当者の話によりますとその都度そういう協議はしているということですから、少しずつではあっても取組は進んでいると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう、少し、じゃ時間がありません。だから3年前からやっつけばもっと違うものができますよね、普通。何でそんなんが論議になってないんですかね、県央は。本当、ブラックボックス。

では次です。組合長は、九郎丸に造ると言われていた温浴施設等のゼロベースで見直すと言われました。これは町が要望したものでした。今後、町はどのような要望をして働きかけていくお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、先ほど議員申されましたように、組合長のほうからは計画の見直しという言葉がありました。その計画の見直しという言葉の中に、この温浴施設も含まれているとそのように理解しています。

ただ、この見直しの部分がどのような形で前に進んでいくのか、今の段階ではまだ示されておられません。私どもはその都度、そういう見直しの内容、状況に通じてこの協議をしていく必要があると思っておりますし、本町にとっても、温浴施設というよりも地域振興策ということでありますので、今後の課題であると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 副組合長として県央の中で提起されているのは分かりますけれども、町長としてその地域振興策について——今じゃないと言われたと思うんですが——出てきたときは早急に対応してください、地域とも相談して。よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 柴田議員、次行きますか。

○議員（3番 柴田 正彦君） 1回ストップ。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。次、再開は6分から。

午前10時56分休憩

-----  
午前11時06分再開

○議長（林 英明君） 川野課長の発言を許します。

○保険環境課長（川野 寛明君） ①のところで、私のほうが令和7年というべきところを令和3年という形で答弁しておりました。正しくは令和7年でございます。訂正しておわび申し上げます。

ます。

○議長（林 英明君） では、柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 7、男女共同参画についてに入ります。

男女共同参画の必要性が言われているんですが、どうしてですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 男女共同参画が推進される要因といたしましては、少子高齢化の進行により、労働力人口や消費者数の減少による経済成長力の低下が懸念される中、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっていること、また、未婚・非婚の増加等により、単身世帯や独り親世帯の増加など、家族形態の変容や地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて日常生活の困難や地域社会における孤立など、社会生活上の困難を含めた生活困難を抱える人が増えており、また、これらの諸問題に対応するためには、社会生活と私生活の両面にわたって、男女問わず一人一人の個性や能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠となっていることが背景の一つとなっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 井上町長どうお考えですか。僕は彼の考え方とは違うんですけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 男女共同参画社会の推進というのは、これはかなり前から提起されてきた課題だと思っています。一つ一つ項目を挙げれば、先ほど担当課長が言いましたように、日本社会が持っている人口問題とか労働問題とか、そういう個別の案件ということになってくると思いますが、私自身としましては、全体として、やっぱりもともと男女共同参画は、これは基本中の基本であって、それが日本の文化の中で十分、どういいますか、是正されていない、そういうものが如実にあるという前提の下に、行政としても取り組まなければいけない状況にあると。大まかに言えば、そのような感覚を持っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もそう思っています。やはり日本の中で、男女の差が、そこでもいろんなところで差が現実にできている。それは個人差というよりも、男である女であることによって差をつけられている部分がある。そこを見直すということが、僕は大事だろうと思っています。もちろん、先ほど原田さんが言われたようなこともあると思うけども、それはあくまでも経済のほうから見たことであって、基本はそこじゃないし、そうしたらいけないとは思っています。

実は、ジェンダーギャップ指数が、男女共同参画に関する計画の中で出てきたのは、世界

148か国中の何と日本は118位、非常に低いんです。何で町議会でするからちゅうと、いやそれを受けたところのことでしょっていうことです。じゃあ、ジェンダーギャップ指数が低い要因というのは、何かお分かりになりますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） ジェンダーギャップ指数は、性別による格差や不平等等を指し、男女間で教育、雇用機会、賃金、健康、政治参加など、様々な分野での待遇やアクセスに差がある状態を指しています。この概念は、社会的構造や文化的要因に基づいて生じることが多く、世界的に解消すべき課題として認識されています。先ほど言われましたジェンダーギャップを図る指数として、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数があり、世界経済フォーラムが2025年6月に発表した日本の順位は、140か国中118位となっています。その要因の一つとしては、大きなもので一つとしては、国会議員の男女比などの政治参加指数が平均よりも低いことが挙げられます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） これらのことが、多分、男女共同参画の必要性ということだろうと思います。ちょっと調べました。すると、G7で日本は最下位です。アジアでもフィリピン、タイ、ベトナム、韓国、中国を下回っています。2024年、国連女性差別撤廃委員会から勧告を受けています。管理職における女性の目標30%、そうあげているけど、いまだに達成されていない。50%に引き上げるよう勧告が行われています。

ここ見ても分かります。議員10人中1人、前に座っている管理職の皆さん2人だけです、女性は。能力でというよりも、最初にその選ぶ段階で差をつけられている、そこを何とかしていかなというようなことが多分にあると思っております。

町の審議会、これは以前にも出てきたと思うんですが、男女共同参画の第2期の計画の中で、この女性委員の割合、町の審議会委員の男女比を、女性委員の割合を上げるようにと具体的な指数が出ていました。女性の委員の割合、現在どれぐらいですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 令和7年度の桂川町の審議会等の男女比率は、委員総数181人のうち女性委員は46人で、男女比率は25.4%となっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 目標よりも少ない。この女性が少ない要因は何でしょうか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 女性委員が少ない要因については、様々な要因があると考えております。家庭、職場、地域などにおいて、女性の参画が進んでいないことではないかと思われ

ます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その家庭、地域、職場で女性の参画が進んでいないことに、そこにこそ、この男女共同参画の必要性が出てくるということだろうと思います。この差をなくす今後の取組って考えられていますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 男女共同参画への理解や意識改革が進むように、啓発することが重要と考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その啓発はしていかないかんし、この第3期の作成している意味が出てくるんだろうと思っています。そして、女性が少ない要因は、私は端的に、明らかになっていると思います。各委員会、審議会は、それぞれのいろんな役職がそのまま充て職みたいに入っているから。とすれば、例えば、議員は10人います。それぞれ委員会や協議会に分かれて入ったとしても、10分の1しか女性はいないということです。また、それぞれのところから、じゃあ区長会から出してください、どこから出してくださいってなっていますが、その、そもそもの母体に男性がおるから、そこから充て職で来たって女性は増えるはずがない。ならば、もう少しそこを増やすためには、それぞれのところに働きかけることと、もう一点、単なる充て職じゃなくて、意図的に女性に働きかけて、町の方から手を挙げていただいた方を入れていくような形が、当面必要じゃないかなとも思っております。これは私の意見になりますので、ちょっと検討していただきたいんです。

では、次に行きます。性的マイノリティーに対する言葉の理解ということなんですが、男女共同参画の質問の中に性的マイノリティーが出てくるんです。男女共同参画を考えたときに、やっぱりこのところに課題がかなり集中してあるという判断だろうと思います。

それで、こんな言葉が出てくるんです。これ知ってますかって。LGBTQ、SOGIとも言うそうです。カミングアウト、アウティング、アライ。議員の皆さん、どれくらい分かります。どれくらい分かります。私は2つは分かりましたが、3つは初めて聞きました。井上町長はどうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、示されました、その5つの言葉ですけれども、いわゆる聞いたことがあるという程度のものであれば3つ、あとの2つは初めて聞くという状況です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私よりもよく御存じです。で、やっぱり彼らが非常に厳しい状況

に置かれているから、こんなんが上がってきている。あの性的マイノリティーを支援していく、そういう中でこんな言葉が生まれてきていると思っているんですが、ちょっと説明をしていただきたい。まずLGBTQ、お願いします。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） LGBTQとは、性的少数者の総称の一つで、Lはレズビアン、女性を好きになる女性、Gはゲイ、男性を好きになる男性、Bはバイセクシャル、男性と女性の両方を好きになる人、Tはトランスジェンダー、生まれたときの身体の性と自身が認識している心の性が一致しない人、Qはクエスチョニング、自身の性の在り方について特定の枠に属さない人の性的指向、性自認が明確でないことを指し、これらの頭文字で組み合わせた言葉です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何年前かの地区懇談会でもこれが話題に出て、いろいろ考える中で、私は映画やドラマをよく見るんですが、その辺と重なって、ようやく自分の中ですとっと落ちてきた部分があります。御存じですかね。NHKで昔「女子的生活」というドラマがあった。「女子的生活」、志尊淳が主人公になりまして、トランスの女性、男に生まれて、けれども心は女性という女性を演じました。それだったら、いわゆるトランスジェンダーなんです、その主人公の性的指向は女性なんです。物すごくひねっていますよね。そこがテーマじゃないんですよ、それを受け入れる職場、地元に戻ったら冷たい部分があったり、そんな非常に僕は面白い、いいドラマだったなと思っています。彼の場合、彼というか彼女というんでしょう。だから、トランスで男性に生まれたけど女性の心を持ち、性的指向は女性であると。NHK頑張っています。「弟の夫」とかいうのもありましたよね。では、すいません。次、SOGIをお願いします。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） SOGIは、性的指向Sexual Orientation、性自認Gender Identityの頭文字を組み合わせた言葉で、人がどの性を好きになるか、そして自分自身の性をどう認識しているか、人の属性を表す言葉です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もそう言われたら分かるんです。性的指向、性自認という言葉は知っていた。ただ、それがSOGIという言葉であるというのは知りませんでした。性自認、性的指向、分かりにくいですよ。多分、無理やり訳したからです。英語のままの例えば、Gender Identity、性自認とかいった日本語にない、つまり、日本にはこういう概念すらない。こういう人たちのことがきっちり取り上げられてないということだろうと思います。中身は分かってたけど、SOGIは初めて聞きました。

次、カミングアウトをお願いします。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） カミングアウトは、本人が自分の性的指向や性自認を表明することです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） カミングアウト、外に来る。coming outです。  
アウトティング、非常にこれは問題あります。お願いします。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） アウトティングは、本人の同意を得ずに、公にしている本人の性的指向や性自認の秘密を第三者に話してしまうことです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） アウトティング、外に出して。これ非常にひどいですよね。でも、これに近いことをやっぱり、じゃあ自分の人生の中でやっていました。あいつ、あんななんばいとか。日本の中にその言葉がないということは、そういったことが問題だということに気づいてなかったからだろうと思います。そして、この言葉がアウトティングという言葉が、今出ているということは、この翻訳の仕様がないう程度、私たちの意識だったんだろう。なかったんですよ。これが非常に大事だろうと思っています。これも犯罪です、もうはっきり言えば。でも、私はやっていたなど。それはこんな言葉を理解する中で、逆にある面、分かってくる。

と同時に、次のアライを説明してください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） アライは、多様な性の在り方を理解し、応援する人のことです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 応援する側です。このアライをちょっと実際にallyというのを調べました。何で出てくるのか、支援、味方。それ分かりやすいですね。少なくとも英語でそういうことがあるというのは、アメリカでは、そういったことがきちっと意識されているんだろうなと思います。もちろん、アメリカも昔はひどかった。「ミルク」という映画がありまして、これはゲイの市会議員だったのかな、州の議員になったんですかね。議員になるんです。自分がゲイであることを言って、きちっと発表しながら、差別について訴えていって殺されます。いつの時代かな、大概前ですね。そういった時代もあった、アメリカでは。でもどんどん変わっている、日本も変わっていかないと考えています。

すみません、何でこんな話をしたかという、自分の問題だと思っているし、みんなで考えていかなやろうと思うし、意識調査の中で出ている、これを明らかにして、皆さんで何とかしていきたいと思っているからです。それで、今、男女共同参画の第3期の計画をつくっています。つ

くるだけではどうしようもない、それを表に出していく、課長も言われたように、それを働きかけていく、これが必要だろうと思いますので、そういう機会を、井上町長、ぜひとも意図的につくっていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私自身もまだ十分理解できていない部分があります。どういう形で取り組めばいいのか、そこら辺がちょっと不安なところもあります。取組方によっては、やっぱり非常に問題化する可能性もあると思っておりますので、まずはそういった基本的なところをしっかりと押さえながら、進めていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私も同じ立場です、残念ながら。

5の男女共同参画を進める取組のところなんですけれども、今言われていただいたんですが、実は、私が今回あえてここ出しているのは、先輩の女性に言われたんです。桂川町、男女共同参画何もしらんっちゃない。飯塚にはそういう市民のグループがあります。嘉麻もあるんです。桂川ないでしょって。ないんです。以前ありましたけどね、今ないです。講演会とかしようって言われて、いや、やってないと思います。町には、飯塚市には委員会があるけど、桂川町ないのって言われて、桂川町ありますよ、男女共同参画の委員会あります。何しようんって言われて、1年に1回、何かこうだったと言っているだけです。実は、私が委員長なんで、対外宣伝しっかりやりって言われました。そのとおりです。で、資料を今度、計画書を作りながらやっていきたいと思っております。自分も学びながらやっていきたい。

時間がないんですが、ちょっと大事な点が幾つかアンケートに書かれているんで、これだけ言います。結構厳しい意見が多いんですよ。こういうアンケートの中で一番僕が参考になっているのは、自由記述のところなんです。本音が出るところです。そこを学ぶことができるからです。

60歳代男性、「問い39の選択肢で学校教育とありますが、学校はいろんな機会を使ってやっているようです。行政のほうが遅れている。まず行政がやるべきだと思う。学校は男女混合名簿や、いろんなことに取り組んでいる」、ひょっとしたら教師かなと思いました。「みんなが住みやすい社会をどうつくるか一番に考えてほしい。桂川町に住んでよかったと思える人を行政がどうつくり出すか、それが行政職員の仕事だと思う。頑張れ桂川町」。

また、町長には首が痛いかもしれない、首が痛いじゃないな、ダイレクトにこんなのがある。80歳以上の男性、80代の男性、「首長が新鮮で若い人材に」。議員にも当然あるわけです。60歳代男性、「教育の面では、まずは高齢の議員に対して」、私です、「男女平等に関する理解を深めるための研修や意識啓発が必要だと思う」。また、60歳男性は「政治家が問題」。そして、60歳代女性が、次のように言われている方がいます。「女性議員が圧倒的に少ない現状

をどう考えるか。人口の半分は女性なのに議員が僅か一人では、女性の声が届かない。何とかならないものか。選択的夫婦別姓が何十年かかっても認められない日本社会はいかがなものでしょうか」。宇多田ヒカルの歌詞にあるようです。「男女共同参画について、政治家が一番学ばなくてはいけないと思う」。そのとおりです。

そして、70歳代女性、「議員が女性一人ではなかなか女性の意見が通りにくいのではないか。議員の高齢化も問題の解決を遅らせているのではないか」。そのとおりと思います。ぜひとも、この場を借りてお願いしたいのは、町の皆さんに女性の立候補を求めています。10月です、たしか。まだありますので、間に合います。ぜひ出てください。若いやる気のある皆さん、よろしくをお願いします。思っているのは全てお伝えします。

そして、最後になりますが、あと2つだけ紹介させてください。20歳代女性、「統計処理大変かと思いますが、結果が出るのを楽しみにしております。可能な範囲で構いませんので、住民向けに当アンケート結果のまとめを作成していただければと思います。性別、年齢別、まとめなども見てみたいです。その際、現在の桂川町が達成しているところや、力を入れている項目なども併せて載せてもらえると、比べることができるのでいいなと思います。よろしくをお願いします」。

最後です。70歳代女性、「このような機会を設けてくれて、ありがとうございます。私は町長など桂川町が大好きです。これからもどうぞよろしくお願いします」。厳しい意見も多々ありますが、そういった意見もあります。まず、私たち、私が勉強せなやなど思っているところです。一般質問じゃないような形になってごめんなさい。

では、次、行きます。町政報告。最後です。

町政報告の中で、井上町長は大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設について、今後とも県、飯塚市と連携して適切に対応してまいりますと言われました。ということは、今まで、じゃあ、どのような連携をされてきたのか教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 連携ということで具体的に言えば、情報の交換ということになります。

県あたりに行ったときにできるだけ担当課のほうに顔を出して、その後の状況、変化がないとか、あるいは具体的に飯塚市については、特に動きといますか、そういう情報の交換というのはできてないんですけども、何かあればすぐに情報交換できる、そういうような基本的な話は進めております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今後ともよろしくお願いします。産廃業者諦めていませんというか、進めています。ぜひとも、飯塚市、桂川町、住民、議員、行政一体となって取り組まないと

大ごとになると思われまますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、後期高齢者1年前の柴田の一般質問終わります。

○議長（林 英明君） 次、8番、竹本慶吉議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 8番、竹本慶吉です。

一般質問に入る前におわびを申し上げます。質問の要旨は何とか書き込んだんですが、回答者のお名前を書いておりません。これはどちらの項目、2項目ほどあるんですけども、どちらの項目も町長とそれから所管の課長さんの回答をいただければ、幸いというふうに思っておりますので、そのように記入方よろしくお願ひいたします。

まず、最初に、農業用機械購入についてという項目で質問を設けております。

内容としましては、補助金あるいは助成金というのがありますかということで、農業用機械には、今は高額なものから安いものでも、やっぱり50万円前後の機械がありますし、特に3つ、農家のほうで三種の神器と言っておりますのが、トラクターが約650万円、それからコンバインが650万円、それから田植機、これが今350万円から約400万円に近くなっているという状況のようですが、こういったものに対しての補助金あるいは助成金等がありますかということをお聞きしたいんであります。

といいますのが、現在、農家は米の値段が上がって、何とか息をつけるような状態にはなってきております。ところが、政府のほうは躍起になって米の値段を下げよう下げようという形に移行してきております、政策が。これも猫の目のようにころころと変わる政策の転換で困ったものでありますけれども、我々農業者としては、今の現在の米の価格は、30年前の米の価格とほぼ変わらないぐらいの水準なんです。というのは、30年間は米の値段は上がってないんです。むしろそれよりは、減反減反で、農業をやめていくかどうかのように仕向けられてきた状況にあります。

その大きな要素としては、やはり、現在の農業者で農業をもうやめるという方々が非常に多いです。行政区あたりでの農業者の地域懇談会あたりで話を進めていきますと、もう1年前から、今年あたりは、次もう誰と誰と誰がやめるんやろうかというような話、私は現在、土居二区に在住しておりますので、土居二区の話でいきますと、農業に従事されている方が12名おられます。うち8名がこの5年以内ぐらいには、もう農業はやめますと。幾らか米の値段が上がったから、考え方が変わってきているのかもしれませんが、そうそう、もうやれないというのは、特に問題になるのは年齢ですね。私ももう75を過ぎましたけれども、やはりほかの方を見渡しても、私より若干後輩の方がおられるかなというぐらいの年齢に、高齢者になっておられますので、体力的にもてないというのが現状だろうというふうに思います。

そういうことで、農業者の一助になればということで、そういう助成制度、補助制度があれば、お聞きしたいなというふうに思って質問しました。横山課長のほうからお願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 現在、町で実施している補助制度は、農業振興対策事業補助制度があります。この制度は、水田農業において農作業の集約化や生産コストの低減、生産規模の拡大に取り組む担い手に対し、高性能農業機械の導入や改修費の支援を行う、水田農業担い手機械導入支援事業と、デジタル技術の活用により生産管理の効率化に取り組む担い手に対し、スマート農業機械の導入の支援を行う、水田農業DX推進事業などがあり、この制度を利用して田植機やトラクター、コンバイン等を導入することができます。

このうち、今年度は水田農業DX推進事業を実施しております。なお、この事業の補助率は、機械導入費のうち県が3分の1、町が6分の1で、本人の負担が2分の1となります。ただ、この事業を活用できるのが、認定農業者や農地所有適格法人、集落営農組織等に限られるため、これらに該当しない方は活用することができません。この制度以外で町独自の補助制度はございません。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 今いろいろと述べていただきましたけども、ほとんど内容的にどういふのが対象になるのか分かりません。私ももう農業をやって40年なりますけど、今おっしゃった内容で、どういふのが対象になるか、具体的に機械名とかそういうもので表示が表せるなら、そちらのほうでちょっとおっしゃっていただけませんか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 先ほど説明いたしました補助制度を活用して導入できる機械は、田植機、トラクター、コンバインなど、農業従事に必要な機械を購入することができます。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） これらは内容的に今理解できたんですけども、田植機や何かというのは、あくまでもそういった耕作面積や何かとか、そういう資格を取得した人しか恩恵を受けることができないということになるんですね。そうなってくると、そういった申請をやってない人については、もう何ら、全然、補助とかそういう対象にはならないというふうに理解しなきゃいけないんですかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） こちらの補助制度は、認定農業者など、やはりちょっと限られた方になります。そういう認定農業者などに該当されない方につきましては、現在のところ補助制度はございません。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 横山課長の説明では、農業をやめていく人は、せっかく米の値段は上がっても体力が続かない、資金が続かないということで、やめていく人はやはり多いでしょうね。それはやむを得ないのかもしれないけれども、やはりここでまた米の値段が下がるようなことになってくると、いよいよそれは深刻な状態になってくるかと思えますけど、非常に残念なことです。

では、次の質問に移ります。次は、ごみ処理施設の建設についてということで、これは、前々から県央の組合でいろいろと議論されてきて、先日、土地のほうの購入が何とか仮契約まで行ったというふうに聞いておりますけれども、その点、その内容については間違いありませんか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、これまでの一般質問の中でも担当課長が答えてきましたように、11月の26日の議会ですかね、その中でいわゆる予算案が議決されたということなんです。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 土地のほうは前から聞いておりました内容からすると、仮契約に至った金額は、かなり安くしていただいたということで聞いておりますが、その点、間違いありませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 詳しい内容については、これはもう組合の所掌事務に入りますので、答えることはできないと思っておりますが、組合のホームページで紹介された内容については、担当課長が説明したとおりです。

○議長（林 英明君） ちょっと待ってください。川野課長、いい。はい。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今回、11月に開かれた定例会の補正予算で議決された金額につきましては、6,965万5,000円。これが土地の購入費用になっております。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 土地のほうは片づいても、まだ建屋というものが残っておると思いますが、これについては、新聞の報道でも、飯塚の武井市長のほうから訂正がっております。これを見直すと、現在の内容を見直すということですから、少なくとも、土地の問題でもかなり地元の方の御協力があって、何とか安くしていただいたと。建屋のほうもどこまで期待できるかは分かりませんが、今出ているような、ロコミで数字が出ているような内容では、やはり現状では難しいのではないかなというふうに考えておりますけれども、肝心なのは、この施設が

いつまでもつかということですね。

よそでもいい見本がありましたけれども、いろいろごみ処理場については問題があって、この問題が解決しないままにずるずるといつてしまった。結果的には、ごみの山がたまりまわって、工場の入り口で、どんどん処理ができずに工場の玄関先に置かれるということで、こういうことには、やはりならないように防いでいかなければならない。

そのためには、やはり、執行部としても、当然の対策を取っていただかなければならないだろうと思います。このごみ処理場の建設については、話は早くからあるんですけど、なかなか具体的にいかないという点もあるようですが、やはり私としましては、このごみ処理場というのは、どうしても必要なものであるというふうに思っております。できるできない、安く高くというように言えば、安く出来上がったほうがありがたいのはありがたいんですが、これがもめにもめて、やはり耐用期間を過ぎてから、物事が決定しても遅いことであって、現状で推移してきた内容が再検討されるということでは、非常に喜ばしいことで、再検討していただいて、それが提案されたときには、やはり、この問題は先へ進めていかなければならない問題であろうというふうに思っております。

したがって、私は、現在の建設計画については、金額とかそういうものは、現時点ではまだ明確ではありませんけれども、内容的な考え方としては、やはり賛成の意向を持っております。

現状としては、これを造っていかなければならないであろうと、これがうやむやにまた時間稼ぎばかりの審議になってはいけないというふうに思っております。そういう点では、現在、九郎丸地区の皆さんが、仮契約に賛同していただいたということでもありますので、この話もまた蒸し返すようなことにならないように、やはり十分に気をつけていくべきであろうというふうに考えております。

現在の計画、この内容については、もう現在の状態で武井市長のほうからそういうふうに申出があつておりますから、表明があつておりますから、現時点でどうのこうのということは、執行部としても、その内容については説明できませんですね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申し上げますように、組合の所掌事務に関するものについては、回答することはできないと思っております。先ほども申されました、組合長の計画の見直しという発言があつたことは確かであります。ただ、見直しがどういう内容のものかというのは、まだ承知しておりません。今後の課題だと思っております。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 今、町長おっしゃるように、今度見直した結果がいいものであるように望みまして、一応、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（林 英明君） 10分間しますか。回していきましょうか。します。

○議長（林 英明君） 9番、原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 9番、原中です。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

9月議会もちょうど5分前で、今回は10分前ということで、若干、一般質問入りにくいんですけども、頑張ってやっていきたいと考えております。

まず、私は今回、人事院勧告の給与改正と、それから災害時の避難体制ということで、通告書を出しております。

まず、最初に、人事院勧告の給与改正について質問をしていきたいと思っております。

意図とするところは、時間があまりありませんので、後ほど自分なりに述べたいと思っておりますけれども、まず早速、中身に入らせていただきたいと思います。

これは横山総務課長のほうにお願いしたいと思っておりますが、人事院勧告とは何ぞやということで、まず説明をいただきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 人事院、これは国家公務員の人事を公平に扱うための中立機関になりますが、この人事院が毎年、民間企業の実態に合わせて、国家公務員の給与・手当・勤務条件をどうするかを、国会と内閣に対して勧告する制度のことでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今の内容としては、内閣府から独立した機関で、国家公務員の給与の改正だというふうに理解してよろしいですね。後ほど中身に入っていきますけども、こうしたものを人勧という形の中で、地方公務員にもそれに当てはめていくと。何回も、井上町長とはこうした問題、話したことがあると思っておりますが、確かに人勧という形の中で、桂川町で人勧つくるわけにはいかないんで、北九州市とか福岡市とか、ある程度大きいところは、それなりに一番の企業に合わせた人勧を持っておるというふうな理解でよろしいんだろうと思っておりますので、そういうことで次に進みたいと思っております。

それでは、人事院、今、これが議会にかかっております。そうした中で、人事院勧告の強制力についてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 国家公務員における人事院勧告は、国家公務員法等の法律に基づき、人事院が政府に行う正式な勧告でございます。地方公務員においては、地方公務員法により、国家公務員の給与は、地方公務員の給与決定の基準として尊重すべきものという位置づけが取られており、多くの自治体で、人事院勧告を参考に給与改定を行っている事実がございます。法律上、

必ず従わなければならないというわけではございませんが、本町でも大切な目安の一つとして受け止め、人事院勧告を尊重して職員給与を改定してきたという歴史がございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、説明を受けました。強制力はないけど、それに従っていくというような形です。

そこで、私が今回質問した——結構、誤解がある部分もあると思うんですよ。私はもともと社会党系か——党派持っていないんですね、皆さん御存じだと思います。解放同盟の関係とか、どちらかという社会党、それから立憲民主党というような形の流れの議員だろうと思います。そうした中で、当然、今まで議会に入って30年近く、こうした給与改定あたりに一緒に努力してきた記憶もありますし、メーデーあたりも一緒にやってきた記憶がありますので、私は基本的に、今回これをやろうと決めたのは、会計年度職員、何回も上がっています、去年から。それは分かる。これは実際的に見たときに、吉川議員が一生懸命、会計年度職員——我々もそうなんですよ、会計年度職員の処遇については気になっていましたけれども、18条条文を入れることによって、昨年から一定の成果を得たということは理解をしています。ですから、今から質問する中で、捉え方としてはもう私はこの質問をするときにどういう捉え方されてもいいやと思いがらしてきますけれども、実際の心は、そういう心じゃないということ、若干、御理解をいただけたらありがたいと思って、次の質問に行きます。

3分前ですので、あと一つだけ行きたいと思います。この人事院勧告していきますよね。ここも大事なんですけれども、この人事院勧告したときに、例えば交付金で算入されますよ。例えば、町民の御理解をいただいて、町民の、ある程度、施策の中からカバーリングしなければなりませんよとか、どうしても足らなかつたら、起債を起ささなければなりませんよとか、先ほど、大分、留保財源もたまってあるということで、その中へ持っていきますよというようなこともあろうと思う。この原資は、基本的にはどこになりますかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回、財源につきましては、地方交付税が措置されると聞いております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 議会の全員協議会の中でも、そうした回答をいただきました。そして、今回の、極端な言い方したら差額分、その分に関して地方交付税が措置する。もともとの人件費の措置、地方交付税だと。議会の中でも、地方交付税だと議会は何も口挟むところないじゃないですかとかいう意見もありました。確かにありました。そうなんです。ですから、地方交付税の在り方、私は算入されてあるという表現だったんですね。その中で100%そうなの

か、そのうちの20%そうなのか、50%そうなのか、こういったのを議会はきちんと把握する必要があると思います。だから、今回、そうした国家公務員——ちょっと間違ったらごめん、

3. 何、国家公務員の指数で出ていますけれども、その分が、桂川町にしたときに全部を地方交付税で賄えるのか。いや、それは一部ですよということなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回、国の補正予算で、今後、追加交付される地方交付税につきましては、給与改定分として交付税が交付されるということは確定しておりますが、まだ決定通知を受けておりませんので、現時点で金額が確定しておりません。ですので、何%が確実にということはお答えが難しいかと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 切りのといいところでやめます。今、お答えいただきましたけど、昨年も上がっているんですよ、同じしこ。これは横山課長のほうに私は振っていなかったから、分からないと思うんで、今、そちらのほうからそういう回答いただいたから、昨年度は何%、それは、ちょうどいい時間になりましたんで、お昼の分でも結構です。そういう回答されたから、私のほうからはあれしていなかったんですけど、分からないということであれば、お昼休み使っただけのも気の毒いんですけども、ぜひその回答から入っていただきたいということで、ちょうど12時になりました。よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。開始は1時から。

午後0時00分休憩

-----

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

井上町長。

○町長（井上 利一君） 原中議員の質問の中で、特に地方交付税については、ちょっと基本的なところがありますので、私のほうからちょっと回答したいと思います。

議員も御承知のとおり、地方交付税については、基本的に、国が所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税、そういった税を充てて、その総額を地方交付税の原資とするところから始まってありますし、この地方交付税については、いわゆる一般財源ということです。ですから、一般財源ですから何に使ってもいいと、早く言えばですね。ですから、いわゆる事業に対する補助金とか交付金、それとは性格が違うということになります。

そういう中で、この地方交付税の算出計算基礎はあるわけですけども、それは議員も御承知の

ことと思います。じゃあ、今回の人勧の場合、その交付税措置というものがどういう形になっているかということが、質問の趣旨だと思うわけですが、ただ、いわゆる7年度、本年度の分についてはまだ確定もしてませんし、出せる状況でもございません。

ただ、昨年度も同じように、人勧によって給与の積上げといいますか、そういったものがございましたので、昨年度の実績から換算しますと、いわゆる人勧に必要な経費、これが約ですけども5,100万ほど。そしてこの中で地方交付税が措置されたと思われる金額、これが約3,800万と。ですから、率にしますと約75%というような状況になります。ただ、これはもう全く単年度、単年度で状況が変わっていきますので、去年がこうだったから、それと同じように今年なるかといえば、そういうことでもないようです。

そういうことで、ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、交付税の措置の細かいところは、今言った概略的なところですけども、そのところはぜひ御理解を願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、町長から説明ありました。75%、十分ですね、今、説明内容。

ただ、町長は全体枠を言われていたんですけど、私は桂川町がどのくらい入ってくるんだということを、それは分からないと、基本的に賛成したり反対、いろんなところですよ、人勧だけじゃない、賛成だ反対するのに。何も分からないで賛成とか反対ちゃ、やはり議員としてはちょっと無責任ですよ。

前回のとき、例えば75%、75ぐらいありますよと、概略というのは。交付税で措置をされますと、聞いておりますという話だったですから、それで大丈夫なんと。例えば、全体予算を収めるときに、企画財政あたりがどのくらい入ってくるかというのは、町長が言われたとおり年々変わるわけですね。当然変わってくるんだらうと思いますよ、職員給料とか。

昨日、私、県のほうに電話かけて、ちょっと友人が財政課におりますんで、おまえどういうふうになるということをお聞きしたら、いやいや、職員給料とか議員歳費もそうですけれども、会計年度職員も当然でそうですよと。それから、特別職の給与とか退職金、我々もそうですけど、それから道路の面積、それから延長幅、まだたくさんありますけれども、まず一番注視しなければならないのは国勢調査じゃないですかと。その中で役所は国勢調査、町から市になるときは特に力を入れるんですけど、そうしたものをしっかり、そのために各職員遅くまで、そういう調査しているんじゃないですかというような答え、そうですかということでお聞きしていましたんで、町長のほうから特になかったら、私のほうからちょっとお話しさせていただこうと思ったんですけども。

ということは、15%ぐらいはまた別口で探さないかないというようなことになるね。でも、それが理解できてないんですよ。だから、きちっとそれを出してくださいということで、これは正直、執行部だけの問題じゃなくて、議会の問題でもある。議会のほうからしっかり何%出るんですかということを知れば、当然、今みたいな回答が出るの、恐らく分かってないと思います。私も分かってなかったからということで、これは終わりたいと思います。

それから、次、行きます。すみません。給与改定後の遡及、大体これは分かっているんで簡単でいいです。教えてください。どうぞ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この給与改定の遡及について、地方公務員独自の制度なのかという御質問だと思いますけども、これは独自ということではないそうです。私もちょっとお聞きしました。独自ではないということですが、一般的に民間では、例えば春闘なら春闘で組合協議しますよね。そこで金額は決まります。そうすると、一般的には、決定した翌月から実施ということが一般的だそうです。ただ、状況によっては、この交渉の期間が長引いて、何か月にもなるというようなこともあり得る。そういうときには、やっぱり遡及して支払うということもあり得るということでした。

結局、一般というか、民間と公務員との違いは、民間の給与状況が定まって、それを参考にし、人事院勧告でじゃあどうするかということになってくるものですから、どうしても、そこにタイムラグができますよね。だから、そういう面からいったときに、このいわゆる遡及というのがよく使われる手法になっていると。

ただし、これは金額は上がるときは遡及効きますけども、下がる時は遡及は効きませんということです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長、説明十分です。私もそのように議事聞きしながら質問しておりますので、十分分かっています。これも1回、私も経験しました。下がる時に質問させていただいたこともあります。これは悪いやつは戻らないと、いいやつ戻ります。けども、僕は遡及すること自体に反対しよるわけじゃないんですね。ただ、会計年度職員さん、もうそういうふうには振ったら申し訳ないんですけども、そうしたこともきちんとやるべきじゃないかというのが、基本的に考え方があるものですから、そういう質問になったかと思います。

次、行きます。桂川町自治労と町長との交渉はということでお尋ねします。町長のほうからでも結構です。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） もう大体毎年行っております。組合は組合で全国自治労に入っているわ

けですから、その内容に基づいて要求書が出されますので、それに基づく交渉を行っているところでは、

今回の場合の交渉の中では、いわゆる人事院勧告については、尊重するという回答を私のほうからいたしました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） まさしくそのとおりであると思います。

以前、組合活動の中、町長、組合入った地域がありますよね。私たちが最初議会に出てきたとき、組合と首長の関係、意外と労使交渉と言わないかもしれない、首長交渉と表現しましょうかね。普通、一般的な労使交渉とかいう形であると思うので。結構辛辣な交渉やっていましたよね、そうでしょ。それを私はやっぱり職員にも分かってもらいたいところもあるんですよ。そこまでみんな頑張って、過去の先輩たちが首長交渉しながら、極端な言い方をしたら籠城じゃないけれども、中に、缶詰に遭って、答えあるまで出さんよと。やっぱり役場はそんなことをすると考えられないんですけど、やっぱりそこまできついとき、みんなの一緒の力で、それは学校現場もそうなんだと思うんですよ。そういう時代があったということですね、この、今要望書だけは、町長のように、要望書を出した、はい終わりましたじゃ。本当にその職員さんたちが。

そうした中で町長一つだけ聞きたいんですけど、僕冒頭で言いましたけれども、例えばその中で、例えば、人勧、大きく金額上げてきていますよね。しかし、あの中で、男女雇用法の関係とかいろいろな方って、平等にやっぱり能力主義でいきましょうよとか、長時間労働をやめましょうよとか、そうした結局、それとか結局、技術者、職員としての技術を磨きましょうよとかいう、あの中には含まれていない。そうしたもの、あなたたちしてくださいと、それに伴って人勧としてはその提示をしようという、もう一つ奥の部分があると思うんですね。

ただ、金額だけで労使交渉、結局、首長交渉と労使交渉ちゅうのはあまり意味ないで。やはり民間もそうですけども、会社をもうけさせましょうと。しかし、私たちが給料もくださいよと。そういう結局基本的なあれがあるんですね。そうしたものは町長のほうから職員にはレクチャーされていますか、結局その組合に対して。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど申しあげました組合からの要求の中には、金額だけではなくて、職場環境とかあるいはそのほかもろもろあります。だから、制度の改正によって、私どもが対応しなければいけないところがありますけども、その対応するためには、やっぱり組合の皆さんの理解が要るわけです。ですから、そういったことがあれば、できるだけ事前に情報を提供しながら、あるいは向こうから提供いただきながら取り組むようにしております。

議員が先ほど言われました、ちょっと昔の話になるかもしれませんが、私もそういった経験

があります。本当に徹夜交渉みたいなこともありました。

ただ、時代の背景といいますか、何かその頃私どもが感じていたのは、一般的に公務員の給与が安かった時期があったんですね。だから、それを何とか上げようという取組があって、そのことについては、町民の皆さんも応援してくれるような、そういうことがあったことを記憶しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長の説明、ぼっちり私の考え方と合いましたんで、これ以上——次の案件に行きたいと思います。

そしたら、次、6番目、会計年度職員の待遇はということで、他の市町村と遅れはないのかということで、横山課長のほうに質問をしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和4年、5年、6年の状況ということでお尋ねがありますので、飯塚市、嘉麻市の比較ということでお答えしたいと思います。

令和4年度では、2市1町で特に差はございませんでした。令和5年度につきましては、飯塚市が、会計年度任用職員の給与は遡及せず、令和6年1月より給与改定ということで実施しております。令和6年度につきましては、2市1町で、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するような状況になっております。嘉麻市、桂川町で給与の遡及支給を開始するということになります。

差ということにはなりますが、令和7年度では、飯塚市、嘉麻市は令和7年4月より地域手当のほうを支給しております。

本年度は本町ではしておりませんでしたので、議会の指摘を受けまして、いろいろ検討した結果、来年になりますか、令和8年1月より地域手当を支給するための議案のほうを、今回上程させてもらっている次第でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これも全員で審議させていただいたことを若干聞いています。まだ、若干遅れがあるという部分は否めないと思いますので、今後いろいろな問題があったら、できるだけよそに負けないようによろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今ちょっとこの中で気になったのが、ちょっとこれはすみません、通告書の中に書いてなかったんですけど、例えば、今、会計年度職員の問題出ていますよね。既に町が委託契約というかな、契約で雇われてある方があるやないですか。結局、町議会、私、一番問題になったのは、結局、福岡県の最低賃金60円から70円上がった分もありますよね。そうした分の、多分各課持つておると思うんですよ、どこか。なければいいんです。例えば、8月か11月かで金額が上がるとるんです、福岡県。例えば、8月妥結して11月上げなさいとかですね。これは勧告

かどうか知らんけど、一般的な常識として上がってきておるんです。どうなっとなかな、例えばよく分かりませんが、会計年度職員じゃないやつで、そういうところは場所的にあるの。あれば、そういうところに総務課長あたり、もう例えば、そういうところ、最低賃金大丈夫ですかと。議会では、残念ながら吉川議員が最低賃金上げましょうという、出したんですよ。ところが、議会が賛成多数で反対したんです。今度は全員多数で、職員給与をアップ、会計年度もアップ、賛成すると思うんです。

ところが、あの当時、私不思議だったのは、ところが桂川町にそれがないのかと言ったら、そういう契約でしてあるところは何か所かないですか、そういうところの配慮はもう終わりました、ちょっとお聞きしたいと思う。分からなければ分からないでいいです。何でもかいうたら、もし分からなければすぐ検討して、そこら辺のどこ、これも今回は遡及しなければならぬという条件がついとるんですね。言いよる意味分かる。だから、ひょっとしたら間違うたらいかんけど、そういう場所が、飯塚市あたりは結構あったんですよ、私、調べたら。そういう役場で、やっぱりそういう弱者っていったらおかしいんですけど、弱いところ、声を上げ切らないところ、そこら辺はやはり行政として目配りというか、は必要じゃないかと思えますけど、いかがですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 委託職員につきましては、御質問のとおり、各施設の建物の管理人等を含めて何か所かあるかと思えます。金額等につきましては、各施設の、例えば管理者であれば、その業務に応じて金額が設定しておりますので、一律幾らという形で決まっているわけではございません。

すみません、そこら辺のところは、まだちょっと確認ができておりませんので、議会が終わりましたら確認はしたいと思えます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） オーケーです。私の言いたいのはその金額の違い、例えば仕事内容とも違うんですよ、これ。

ただ、一つの目安として、最低賃金ちゅうのはあるわけです。それよりか結局前のままの条件でいけば、最低賃金よりか下で働く日数があってはならないと思えますんで、これらとか出たら、もうここはぴんと、次もあるんでしょうけど、ぴんと来て、そうしたところの各課に、あなたのところないですか、あなたのところないですか総務課が指示すれば、当然その課は調べると思えますよ。お風呂場やったら誰、例えば、グラウンドゴルフ場やったら誰、そういうのとはやっぱり。やはり結局、この財政を扱うところの指示系統が、しっかりすることということが私大事だろうと思えますね。

ぜひ、まあまあたくさんありますから、仕事がね。よく分かりますけれども、そういうところ

にもまずは気配りをお願いしたいと思います。

それでは、次、僕ここで言っていけば7番かな、人事院勧告の基礎算定は、昔、私が入ってきた頃は梶嶋監査から、この財政問題いろいろレクチャーを受けました。それからずっとしてから、この人事院勧告は、大手500社とか300社とかいう形の中出ていましたけど、今、現時点ではこの基準はどのようになっていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 算定の基準ということですけども、資料によりますと、企業の規模で100人以上の従業員のおところが対象になっているということです。

7年度の場合には、この対象企業の算定の結果として3.62%の増、平均ですね。金額にして1万5,014円という数字が、人事院勧告から出されております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 次に行きたいと思います。

桂川町の企業で、こうした条件で働ける場所がどのくらいあるのかなど。やはり私たちは地場のことを考えなくてはならないと思うんですね。その点で、ちょっと書き方によって嫌ごに聞こえるけど、ちょっとその点をどのような形で把握してあるかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これは議員指摘のように気になるところでもあります。そういうことで、何か参考になる統計調査なりがないかということで調べました。商工業統計とかをうちの産業振興課のほうで扱っているわけですけども、その調査の中には、そういったことは含まれてないんですよ。

ですから、今言われます、要するに桂川町の企業と桂川町役場の、今の、ある意味この対比する考え方ですね、これはやっぱり簡単には数字が出せないという状況にあると思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 了解です、町長のこの部分も。何となく今日は波長が合ってますね。大体波長が合わないんですけど。不思議ともう少し波長が合わないかなと思ったんですけど。反問権を上げようかなとも思ったんですよ、何度か。何となく波長が合う。

町長、さっきね今町長が言われたとおり私もあるんですけども、66年前にいろんな私先輩たちのお話聞いたことをメモしたりするとかした。66年前に、ちょうどその頃に、桂川町採用試験があったんですね。初めての採用試験が66年ぐらい前。そのときの先輩たちの話をよく、もう大分前ですけど、聞いたりしたときに、1年間あれですよ、結局小遣い、小遣いってあるんですよ。で1年後に採用試験を受け、採用試験ないんですよ、採用試験始まったのが66年前。そのときにこういうこと言われたので、わあ、そういうことあるんかなと思って思うんだけど。

昔は炭鉱があったんですよ。炭鉱が9,000円やったと、役場は6,000円やったと。だったら1.5倍くらい違うんですよ。例えば、15万くらい給料をもらえる人が22万5,000円くらいもらえるような感じで、相当大きかったんですよ、ずれが。皆さんやっぱり炭鉱に行きたいとかいうような形があって、しかしながら、そうした中でやっぱり役場に試験受けられて、した人が、そういう人たちがやはり今言うたごと、この問題の中に基礎としては、それが苦しいときに、本当苦しかったんですよ、その当時、役場の職員の結局基準は。そうした人たち、やっぱり今で言う組合活動とか、いろんなもんみんなで力を合わせて、各労組とも力を合わせて、こういう地位を取ってきたわけですね。

そして、またよく言われていたのが、田中角栄の列島改造論、これのおかげで我々の給料は上がったと。そうした中で、そして、今は女性を含めて。女性の職員のほうはどう思っているか分かりませんが。一定の男性もそうですけども、一定の福祉面、福利面、福利厚生面、ある程度他の企業と比べても劣らないような。これもやっぱり一つの私は組合活動の成果であるし、その分はさっき、私、地方交付税のほうに触れましたけれども、その15%の分か、20くらい25の部分か、そういう分はやっぱりそこで働いて、ここを、桂川町を支えてくれる町民のお力、そういった面は我々議会もそうですけど、我々の年齢でこんなに議会で、結局収入、収入って言ったらかわいけど、こういう費用を頂くところもないと思うんですね。そういった面では、やっぱり職、私たちが全部含めて、やっぱりそういったものには感謝しながら進めていかなければならないと、私は思っています。

それで、次に行きたいと思います。次の9の職員に対する給与改定の説明、これも町長のほうで大体説明あったような形になりますんで、10番の、ちょっとごめんなさい、いろいろ自分でしゃべって分からなくなってきたんですよ。

今の住民との生活基準と整合性、自分から先にお話しさせていただいて言うと申し訳ないんですが、町長これはどう思います。先ほどのとよく似てますけど、内容的には。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員先ほどから申されますとおりだと思います。やっぱり現在の私どもも含めて、この状況というのは、急につくられたものでも何でもありません。やっぱりずっと過去からの歴史、経緯を踏まえて現在があるものと、そのように理解をしております。そういう先人の取組の中には、非常にやっぱり厳しい状況の中での取組もあったかと思えますし、また、社会情勢も随分大きく変わってきたということも言えると思えます。

私どもの基本は、住民サービスですから、そういう意味では、そういったところをしっかりと認識しながら取り組んでいく必要があると、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今まである程度年配になられた職員さんは別にして、中間層を厚くしようというようなときがありましたよ。今もそうかも分かりません。その点について、今どのような形で進んでおるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 11番の御質問ということでよろしいでしょうか。昨年度までは、採用市場で競争力のある水準とするため、新卒初任給や若年層の給与の大幅な引上げが続いておりましたが、今年度は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げの改定となっておりますので、今年度は全ての職員について大幅な改定がされていると思っております。大体どの世代も1万円前後上がっているような形になっているかと思えます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 了解しました。それでは、先ほど25%の分で負担ということで、財政面に全く影響ないということではないと思いますが、ここら辺を少しだけ御説明をいただきたいと思えます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、財政面に影響がないとはこれ言えません。言えませんが、いわゆる本町の財政状況全体から言って、通常言われます3割自治、早く言えばちょっと交付税に頼ったところで、財政運営をやっているというのが現実であると、そのように思っております。

今回のそういう交付税措置はあるとしても、財政支出が必要になってきますので、そういうことから、そのことが住民サービスに影響しないように、悪い影響を与えないように、十分配慮しながら対応していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひぜひお願いいたします。

そうした中で今、文教委員会の中で、今、総務経済建設のほうに財政検討委員会、名称はいろいろ変わってもいいんですけども、例えば、昨日町長が言った小学校の問題ですね。昨日よかったなというのは思ったし、うち町長もいいと思えますけれども、財政問題を含めて今、各議員から問題が提議されている、ふくおか県央の問題、これは可否は別ですよ。しかし膨大な金が要るということだけはもう間違いないと。

そして今、東京でいつも経済産業省とかで話を聞き行ったとき、やはりあそこで出てくる話は長寿命化の話ばかり出てくるんですね。ということは、新設より長寿命化でいきなさいというような形が出ているんです。それを予算は補正や何かで僕は出ようと思っております、向こう側それだけ言うからですね。そういうことがあるんですけど、私は、財政検討委員会、議会も中身

を知り、行政も中身を知り、問題点も出るやないですか、問題点出たほうがいいじゃないですか。そこら辺はお互いに切磋しながら、私は特別委員会の設置をお願いしたいと思います。

ただ、これは大事なことは議会が決めることなんで、特別委員会設置。町長がしたいと言ったって、特別委員会は議会がつくらなければ意味ないんですから。

だから、私がここで町長に回答をお願いしたいのは、財政検討委員会をつくったとき、職員の配置とか説明する分野を町長のほうから、いや、それは桂川町議会で特別委員会できたら、私たちも一緒に勉強して応援しましょうよと言うのか、いやいやもうそれなどつくってもらったら困るから、もうあれ、何ちゅうか、職員配置しませんよと、そういうこともあり得るわけですね。執行権の問題があります。執行権の中で、いやいや、そういう職員配置できませんよということもあり得るかもしれない。あと、特別委員会つくる、つukらないは、この議場でかけて、ある程度賛同いただければなりませんので、そこら辺とはまた別にして。そういうことが可能ならば、町長のほうの。もうこれは、いやいや、もう大丈夫ですよと言うのか、いやいや、もううちとしては出せませんよと言うのか、どちらか回答をお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○議員（9番 原中 政廣君） 特別委員会のあれですよ、設置することやないんですよ。特別委員会をできたときに、その説明者、職員の配置ができますかということをお願いしている。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これまで議会のたんびに、いわゆる財政の健全化、それを維持していく、これが私が町政を担う一番大事な要件であるということは申し述べてきたと思います。これまでの取組の中で、いろいろ基金等の積上げ、積立ても行ってきました。目の前に大きな課題が控えていることは、これはもう十分承知しております。

ただ、今の段階でこの財政状況というのが、非常にどういいますか、不明朗といえますか、不確かといえますか、そのような状況があると思います。

私としましては、財政運営に当たってきたこれまでの経過、そのことを尊重していただければ、当面のところは、そういった委員会の職員の出席、それは控えたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 押し問答しても仕方ありませんので、町長としてはそういう考え方という。ただ、よそとの評価したら駄目なんでしょうけども、嘉麻市あたり、これと検討委員会、後つくって、やっぱり達成率とかいろんなものを行っているのよね。でも、私はこうした問題をやらない手はないかなと思うんですけど。これはもう、これ以上話しても意見の分かれるところですから、これはこれでとどめておきます。

それでは、次に移っていきたいと思います。災害の避難体制についてですね。避難施設の順番

についてということでお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 避難所につきましては、まずは住民センターを基本とし、災害規模、避難者数等に応じ、ひまわりの里、総合体育館の順で、順次開設や一斉に開設するなど柔軟に対応しております。

残りの施設につきましては、災害の規模、避難者数に応じ順次開設予定としております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 要するに一番最初がひまわり、住民センターで、第2配置がひまわりの里というような考え方でいいんですよね。順次ということやから、そこから開いていくという考え方でいいでしょ。違うのかな。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 第1番目を住民センターにして、その後、ひまわりの里、体育館を順次開設していくか、一斉開設をするかということで、この3つの施設を基本にして開設を組み立てていっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） では、その中に入っていなかった体育館と各学校の施設ということなんですが、よく今でも体育館の問題が出るんですよ。この点については、もうこれで間に合わないとき、緊急のときにやるという考え方でいいんですか、どうぞ。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今ありましたとおり、その他の施設につきましては、大人数が避難することが予想されるときなど、そういうときに順次開設していく施設という形で対応するようにしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、3番目、冷暖房の完備ということで、各避難所の対応はできているのかということで、3番質問を出していますが、これで、でも、もう過去ずっとされてきたけど、再度お願いをしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 指定避難所の中で、冷暖房の設置ができていない施設につきましては、学校の体育館ということになります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、4番も今、回答をいただいたんで、施設が満杯のときには次の施設が開設されるということで、同じようなことを聞くことになりますので、これはち

よっと省きたいと思います。

そこで、一番肝腎なのは、台風、大雨。大丈夫ですか。台風、大雨、こうしたところだけ。台風なんかはいろんな気象情報で、どのくらいの規模で、何時何分頃やってきますよと、量はどのくらい、危険ですよということで、大体の体制ができるんだらうと思います。

ただ、桂川町でまだ経験してないのが地震ですよ。地震は予期せずにやってくるというのが、基本になるんだらうと思います。そうしたときに、この地震による避難体制、最寄りに行くんですよと、簡単な話ですけども。それを認識だけで、一番ポイントここだらうと思うんですね。

数年前かな、町長が西山断層のことに触れましたよね、議会で。私も西山断層ってここにあるんかなと思ってたんですけども、いろいろお聞きしたら、いやいや気をつけとかんといかんよというような話もお聞きしました。

そこで、お聞きしたいんですけども、この地震による避難体制ということで、のときは、おむね結局台風とか水害とか比較して、全対応が違うと思うんですね。全く対応が違う。その点についてはどう考えてありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員御指摘のとおりだと思います。本町におきましては、どちらかといえば、災害の少ない地域になっているんじゃないかということで、そういう面では、ある意味安堵しているわけですけども、しかしながら、台風、大雨もそうですけれども、地震についても西山断層が近くまでありますし、また最近では、桂川町を通過して、そして嘉麻市・小石原のほうに抜ける新しい断層も、これは関西のほうの大学やったと思いますけども、そういうのを聞いたことがあります。

そういう意味では、本当にこの災害はいつどこで、どのような形で起こるか分からないというのが、もう基本原則でありますし、それに対応しなければいけないわけですけども、ただ、何かあったときに、私も災害対策本部の本部長という形で対応しなければいけないわけですが、そのときの状況というのの想定がなかなか難しいんですよ。

だから、とりあえずは大事なことは、やっぱり安全性、そして生活を守る、そういったところに力点を置いて対応していく必要があると思いますし、そのときには職員を挙げて、町を挙げて対応しなければいけないと、そのように認識をしているところです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） まさしくそのとおりだと思います。ただただ、こういう地震による災害が起こるじゃないですか。よく言われるのは、想定外という言葉が一番使いやすいんですよ、我々議会も、行政もそうだ。いや想定外の災害でと。いろんなところがそうなると思う。でも、その想定外を、ある程度やっぱり想定して、想定外を想定してちゅうのは言葉がおかしいかもし

れませんが、可能な限りそういうことはやっていくことも私は大事じゃないかなと。

だから、これひょっとしたら言葉に語弊があるかも分かりませんが、例えば、水害とか台風とかあるじゃないですか。それで、例えば職員配置とかいろいろあるじゃないですか。これを実際、実施でやっぱり対応されてあるんですよ、いろんな問題あると。私も職責で、大体全部出てきましたんで、職員の動きも分かりますし、消防団の動きも分かります。そうした中で大雨とか台風とか、まあまあ今年で言えばそんなに大きいのがなかったので、そうした等をやっぱり一つの訓練の一環として、そこら辺にきちんと対応していけば、おのずと見えてくるものがあるんだろうと思います。

その対応を、結局その場だけは収めるということになってきたとき、やっぱり対応能力は、どうしても実践力というか、やっぱり実践力を持った人強いんですよ。能力よりか実践力。こうしたものを行政の中でも育てていただけたら、私はいいんだろうと思います。

それでは、次に移ります。ここからが、非常食、何食あるんですかということで、それとか賞味期限……。これいろいろ書いていますけども、次に移るためのあれですけども。この非常食についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 非常食は約2,600食用意しております。非常食の購入につきましては、一括購入ではなく、購入年度をずらし、毎年、賞味期限が少し余裕がある段階で、ローテーションで買い替えを行っております。

保管場所につきましては、役場の車庫棟を中心に保管しております。適宜、総合福祉センターや総合体育館のほうにも分散保管をするように心がけております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） その2,600食ということで、数多くの用意されてあるということですが。これは感謝しなければならないと思います。

そうした災害が起こったときに、避難された方に、試食という表現の仕方はおかしいかもしれませんが、ある程度提供していったら。

これは過去の事例として、この食料品を提供したことはありますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） あります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありますけど、何食、何年度でしましたぐらいは分からない。分からない。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○議員（9番 原中 政廣君） 分からない、何食分ぐらい。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 何食何セット出たかはちょっと把握はしておりませんが、出した実績はございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 可能な限りお願いしたいと思います。そこで食べていただいて、どっちみちその賞味期限やなった分はどっちみち処分しなければならないから、そうしたのはそのような形でお願ひできたら助かります。

次に行きます。ここがちょっと問題になったのは、第一避難所が満杯だと、もう台風が吹き荒れてあるというような形になったときに、移動ですね。これがひまわりに移ったり、体育館に移ったりするんですけども、そこら辺の対応、これ細かいんですよ。自分で移動せないかんじゃないとと言う方も、すべきだと言う人もおるし、いやいやそんなとやっぱりもう結局車もないし。どちらかっちゃ高齢者がお見えになるんですね、高齢者が。そういう人たちは、やっぱり非常にきつい状態になると思うんです。来るだけでやっとな。そうしたのがお見えになったときに、やはり先ほどじゃないですけど、行政の優しさの中で、どのような形の中で。

例えば、横山課長がおったらそういう対応できると思うんですよ。いやいやちょっと誰か行ってよとか送って行ってよと。ところが、その対応は今、総務課長の横山さんの場合は、本部のほうにおるじゃないですか。あまり慣れてない人が現場にいた場合に、意外ととんでもないことをやるんですね。自分で動くようになっていきますからとか。そういうことも起こり得るということなんです。現実には起こったこともあるということをおは報告を受けとるから、これは真実かどうか分かりません。私は確認していませんけれども、そうした対応はどのように考えてあるかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 突発的な避難者を想定し、満杯になる前に次の避難所を開設するようにしておりますが、万が一、満杯の避難所に要配慮者が避難された場合につきましては、送迎も含め柔軟に対応していくように考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よろしくお願ひします。

ただ横山課長、これ横山課長だけの認識では駄目と思うんですね。そこに入っている方の認識、人によって違うんですね、どうぞ、さあ町長。どうぞ、町長。私の前で、どうぞ。

○議長（林 英明君） 町長。

○町長（井上 利一君） 人員の配置はもちろんですけれども、先ほど言われました中で若い職員

で経験のない職員、それが災害時ということになってくるとその職員自体が、ある意味パニックになってしまうということは十分考えられます。そういう意味からしますと、配置をするにしても、あるいは誘導するにしても、ある意味、経験者と、それから未経験だけれども職員、そういったような職員同士の組み方、こういったことにも配慮しながら対応していく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。

そのような形で、優しい職員であっていただきたいし、優しい行政であっていただきたいと、お願いしたいと思います。

それでは、啓発の広報あたりされてある、私申し訳ないです、まだ見てないんですけども、何月、広報活動は、町報とかいろんところでされると思いますけど、それはいつされました、今年度は。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 本年度は、6月号に避難に関する情報として掲載をさせていただきました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よろしく願いいたします。

今回、私ちょっとここで気になるのが、恐らく高齢者の方とか、身体の不自由なお方とか、そういう方が心の寂しさもあって、不安もあって、こういうところにお見えになる方が多いんだろうと思います。そうした中で高齢者の方が毛布の貸出しを要請された。そしたら、これは本当かどうか分かりませんよ、貸出しの拒否を役場がされたということを知ったんですね。私は、それはちょっと、犯人探ししても仕方ないけど、町の基本的なスタンス、ルールはあるかもしれませんが、ルールは気を張ってしてしっかりやってもらっていいんだと思います。でも実態的なものは、町民が困らないようにするのが筋だろうと思います。こうしたものを、過去の話をしては仕方ないから、今後どのような対応でいくのか答弁をいただいたら助かると思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○議員（9番 原中 政廣君） ちょっと意味が分かってないことが、意味分かる、言いよる意味、分かりますか、そうそう、ごめんなさい。もう一回、頭から言うがね、高齢者が寒さのため毛布の、ちょっと少しね、あまり露骨に言ったらいかんと思ひまして少し省いたんですよ、実は、気を使ったんですけども、そのとおり読みます。

高齢者が寒さのため毛布の貸出しを要望した際、貸出しの拒否をされたら、住民の声が私たちに届いています。貸し出すことが地方自治法や町の条例に違反するのか、それとも町で規則か何

かつくってあって、それでできないのか。

ちょっと、少しわざとね、まるやかに行こうと思って出したんですけども、分からないようにありますので、あえて露骨に質問したいと思います。どうぞ。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、地方自治法及び町の条例を確認いたしました。違反行為とはならないようです。

過去に毛布の貸出しの拒否の件につきましては、過去にあったということで確認ができております。

以前より議会から御指摘を受けておりますので、現在につきましては、その反省を生かし、持参のお願いを原則としつつ現状に応じて柔軟に対応するようにはしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） すばらしい回答をいただきまして、ありがとうございます。

これは、やっぱり共産党の吉川議員が常々から、これをお願いしてきた部分だろうと思いますね。私たち、意外と気がつかなかったんですけども、今までずっとされた、やはりその成果がこの部分にもまた現れているんだろうと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

11番。これは私が勝手にしたんで、もう、町長に回答をお願いしたいと思いますけど。

避難所に高齢者の方とか、いろんな方、やっぱり弱い方、弱いという表現の仕方でごめんなさい、危ない地区からお見えになる、そうしたときにやはりどうしても高齢者が多いんですね。

こうした中で第一配備であれば総務でするんですね。そしてどちらかというと桂川町の財産に関する、どうしても忙しいですね、狩野ため池がどうだ、内浦ため池がどうだとか、道路がどうなったとか、議会からも電話がかかってきます。議会も取りまとめて、局長のほうにきちっと報告して、総務委員会の邪魔をしないようにというような形で、今は、この災害体制が整っております。

しかしながら、住民の、避難された方の一番の優しさは、そこに専門職を持った人が配置されて、その人たちが基本的に対応してくれる。できたら何人かに絞って、そこら辺が、いつも同じような対応できることが、さっき言ったようなトラブルがなくなるような気がします。

そこで私が、ここでちょっと町長のほうにお願いしたのは、桂川町でも保健師さん、看護師さん、ベテランさん、何か若いということでお聞きしたんです。自宅訪問とか、いろんな方あたりで、一番その家に近い人、おばあちゃん来ちゃったと、とか、あなた来ちゃったと、とかいう、こういう言葉、ちょっと汚いですけどね、そうしたね、ちょっと体調悪いようでしたら熱を測ってみましょうとか、ちょっと脈、血圧を測ってみましょう、その優しさは、桂川町をものすごく高めるんですよ、桂川町っていいところだよな、ところが、そこに対応を間違えたら、もう避

難体制とか何とかやったって、駄目なんです、と私は思います。

実はちょっと、これは話すまいと思ったんですけども、マイナンバーカードの受付していたんだね。私の家内、ちょっと足が相当悪いんですよ。それで一緒に行きました。受付が終わりました。もらうのは、お父さんはもらってよねというふうに、うん、分かったと。そしたら受付のところで、いやもう本人確認したいから、取りにくるのは本人でないと駄目ですよ、というような話だと。それはいいんです。そのとき、係長がこう言ったんですよ。もう大丈夫ですよと、駐車場までお見えになったら、私が行っておたく確認しますと、有松係長かなんかやったですね。帰ったら、うちの家内が言うんですよ。桂川役場、優しいねって、町民からみたら大体、何もばかにしようわけじゃないですよ、そういうところが非常に今から先、行政に求められる、一つの大事じゃないかと思うんですね。そういう面からも、できたらそういうとこに詳しい、それで総務の災害と戦う集団と、住民を補完するというとおかしい、住民に優しい集団、職員と、そういう区別の中ではっきり、それからその人たちはそうしているんで、そこはあんたたちに任せるよというような、町長ね、体制はできないものかと思うんですね。そのためにはせつかく、保健師と看護師か、こうした職員をしっかりと数多く配置していますんでね、横山課長も昔いけば保健婦さんで入ってきて保健師という仕事がある、そのところの保健師、看護師の真情というのは分かると思うんですね。だからそこら辺のところを、町長でぜひ、だから、総務課ではなくして、そういう避難先の対応を、これはもう私も何回も、実際避難所に下りていった記憶はありますんで、そこはね、非常に大きなポイントかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 町長。

○町長（井上 利一君） 議員、御指摘のとおりだと思います。

特に、災害時というのはもう不安になりますし、そしてまた健康を害する可能性も高い。そのような状況の中で、しかもそれが長時間にわたるとすれば本当に心配の面が多いと思います。そういうときにいわゆる専門職である保健師や看護師が近くにおいて、そして声をかける、あるいはその場におけるいろんな手だてができるものと思いますので、今後この防災計画の見直しも含めて、そういった場合の対応について、もう少し明文化し、そして各課に周知できるように取り組んでいきたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。

今日は抜群に波長が合いまして、ありがとうございます。今度は、3月は提要の問題とか、地方地方で行きますので、相当合わないと思いますけど、本日はありがとうございます。終わります。

○議長（林 英明君） これで、一般質問を終わります。

これで、暫時休憩します。再開は6分から。

午後1時56分休憩

-----  
午後2時06分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

-----  
日程第2. 議案第37号

○議長（林 英明君） 議案第37号桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、内閣府令乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準が公布、施行されたことに伴い本条例を制定するものです。こども誰でも通園制度については私の一般質問に対して説明があったところです。

本条例は、令和8年度から全国的に本格実施されるこども誰でも通園制度について、桂川町における事業の適正かつ円滑な実施を図るため受入先となる保育所等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

議案第37号桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対する立場から討論に参加いたします。

この事業は、就労要件を問わない短時間利用では保育士が子どもの状態を十分に把握することが難しく、子どもの安全や育ちが担保されません。保育士不足の中で新たな負担となり、保育全体の質への低下を招きかねません。また、保育ではなく通園支援という位置づけで位置づけられているために必要な規制がなく、営利事業者が参入しやすくなり、政策によって保育の質が脅かされる可能性があり、日本共産党はこども誰でも通園制度を拙速に進めるのではなく、現在行われている一時預かり事業の条件の整備と拡充が必要であるとの考えを踏まえ、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田です。

今、吉川さんが言われた危惧は私も当然持っております。これはでも行いながら変えていくべきところだろうと思っております。特に早急にクリアしていくべきところは保育士の給与アップです。ここが増えて保育士になる人が増えれば解決するところです。ここを政府に要求しながら、一回通してそして進めていくことがトータルとしてはプラスになると思っておりますので賛成しています。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第37号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第37号桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、可決することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第38号

○議長（林 英明君） 議案第38号桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第38号桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、国との均衡を図るため本条例の全部を改正する必要性が生じたため議会の議決を求められたものです。

本条例の改正により従来の定額支給方式から実費支給方式に変更され、かかった費用に応じて適正に支払うという公費の透明性と適正管理をより一層確保するものとなります。運用に当たっては、領収書の確認や内部チェックを徹底し、宿泊費基準額については役職の違いによる上限額が不当に作用することがないように適正な管理に努めていくことを要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第39号

○議長（林 英明君） 議案第39号桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第39号桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づき本条例の一部を改正する必要があるため議会の議決を求められたものです。人事院勧告は、民間企業との給与の均衡を保ち、自治体として必要な人材を確保していくための国家公務員に対する勧告で強制力はありませんが、地方公務員においても民間企業や近隣自治体の公務員との給与の中立性、公平性、安全性を保つ柱でもあるため、本町もその趣旨を踏まえ対応していく必要があります。一方で、住民の生活や町の財政が厳しい中で今後の財政の理解を深めていく勉強会等を構築する必要があると思われまます。また、本町は財政に決して余裕がある状況ではないので、執行部は今後の財政運営に一層の緊張感を持って対応することを付言いたします。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第40号

○議長（林 英明君） 議案第40号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第40号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、本町の会計年度任用職員に地域手当等を支給するため本条例の一部を改正する必要が生じたため議会の議決を求められたものです。

今回の条例改正は、地域手当が会計年度任用職員には支給されていないという議員からの意見、指摘を真摯に受け止め、支給開始につながったものです。遡及しなかったことは、会計年度任用職員の勤務状況を踏まえ、町が総合的に判断していくものです。不公平感が生まれない支給内容とするため、今後も議会として多様な意見を尊重しつつ、議論を前進させていくことが必要と感じます。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 条例の提案をされたとき、私はこれを質問いたしましたけども、総務委員会で全員賛成されてございますけども、職員が今年の4月に遡及して臨時の方が1月か

らという理由がよく分かりませんので、その理由を不公平感という委員長の報告がありましたけど、私は不公平感というのはちょっとどうかなのもあります、1点目。

2点目は、会計年度任用職員が1月からいったら3か月間、職員の方は1年間ですからその3か月と12か月したとの金額の差が多分分かれると思いますが、そこを教えていただきたいと思ひますし、またその金額の差が整合性があるというふうに理解されたと思ひますので、そういったところも検討されたかどうか、その2点お願いいたします。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） まず、遡及についてですけど、会計年度任用職員の勤務の状況に対して総合的に判断し対応したもので、遡及しないこと、支給しないことは法的な問題はなく、自治体の判断に委ねられているものです。

それからもう1点は、任用形態、そちらのほうでしたね。金額については、そこまではちょっと記憶をしておりますが、これは担当課長のほうに。（発言する者あり）お願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 連合審査会では会計年度任用職員に地域手当を遡及した場合の金額ということで御質問があつていたと思ひますので、数字を確定するにはかなりちょっと難しいものがありますので、あらのあらということでもかなり荒い数字になりますが、概算では遡及額は約400万になるということで見込んでおります。

○議長（林 英明君） いいですか、大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、あらのあらと言われますけど、1月から3月までの金額を出してあれば、それを3で割ってそして掛け12にすれば金額が出てくると思うんですけど、それじゃできなかつたんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 連合審査会でも御説明しましたとおり、地域手当は単純に給与の2%だけではなく期末勤勉手当にもかかってくるものですので、そこを出すのにちょっと一人一人の任用形態とか給与の金額、期末勤勉手当の出し方が違いますので、それを全部合算しまして大まかで400万という形で遡及額を報告させていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ただ私、予算書を見たときに地域手当ってちゃんと書いてあるところがあるんですよね。一応私の意見が違ふんで、次もう1回私と意見をすり合わせたいと思ひますけども、そこらへんがちょっと意見が違ふんで一応私それで終わります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 委員長からの説明を聞いて疑問に思つたんですが、トータルに判

断していると、答えは遡及する、遡及しない。それが正しいという判断を総務はされた。じゃあ来年度ですよ、新年度というかな、そこも同じことをするんですか。3か月中に、全部一緒でしょ、今度は。そこどうなっているんですか。言いよること分かるかな。僕が分かってないだけ。すみません。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 連合審査会で御説明しましたとおり、今、支給はしておりません。

1月から支給の状態が職員に追いつくような形になりますので、4月以降は全く一緒の形で地域手当が支給されるような形になりますので、今回の条例改正であとはもう職員と同じような形に支給していくような形になります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 職員と一緒にするんでしょ、次から。何で今年だけそげしないっちゅうのが矛盾ですよ、明らかな。僕は地域手当を入れることは正しいし、いいと思っているんですよ。その説明が成り立ってないんですよ。来年もその形3か月、8か月……。

○議長（林 英明君） 立って、立ってどうぞ。

○議員（3番 柴田 正彦君） ごめんなさい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 総務委員会で話出たときに今、柴田議員が言われたように4月から12月が出てないと、これちょっと不公平じゃないかなというのは出ました。その代わり私は全員協議会で言いましたけども、会計年度任用職員の方、それも特に短時間の方は、急に給料が上がったりなんか手当がついたら困るという方、絶対出てくるんですよ。と思います。それで、今回説明を聞いたときに年度末、12月まで年度末です。年度末が1年間の、年末何とかするじゃないですか、1年間の給料に対しての、年末調整、年末調整するのは12月末なんで、それから1月からこっだけ給料上がりますよと、そうすればその会計年度任用職員の方の短時間の方は、じゃあ私は1時間減らしてくださいとか、今、国会で審議されている160万、103万円の壁が変わって、160万、170万円で決まれば働けますよと、だけど働けませんという人が出てくると思う。そういうのも含まれてるんじゃないかということもその会議の中では出ました。ただし、総務課長ももうそこまで詳しく小さな数字までしてないということでしたけども、今度1月からは新年度となるんで年度末調整の中にも入ると。1年間としてですね。だからそういうのも含まれるんじゃないかということでは私は理解しましたけど。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 全てに言えることなんですか。ある例はそうだろう。それが普遍

化できるものなんですか。今言われたことは。

○議員（2番 下川 康弘君） 普遍化って何ですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） どの方にも言えるんですか。その会計年度でそういう方がいらっしやるのが事実でしょう。そうじゃない人もいますでしょう。そののところを、あるところがこうだから全てとはなりにくいと思うんですがいかがですか。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） そう思いますよ。全ての人とは言えませんが、そういう方もおられるということです。ですから、町として全体的な見て今回は1月からしましょうという判断をされたというふうに私は受け取っております。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほどから自治体の考えということでございますけども、やはり同一労働・同一賃金という前提で、やはり職員の方と会計年度職員の体系とといいますか、は違いますけどせつかくやっぱ地域手当と出されるのであれば、私は4月から今、額的にも400万ぐらい、それが500万ぐらいでもあったとしても、私は職員の方と一緒に4月から出すべきだと、私は思っておりますし、私も職員として働いておった人間ですから、やはり同じ職場でおるときに、自分たちは4月からで会計年度の人たちは1月からと、そこらへんの私は自分的に理解できませんので反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 明らかにあると思っております。おかしい、整合性がない。ただ、僕はこの地域手当が出ることに反対しませんし、今後、会計年度の方にも出るということはいいことだと思っておりますので、賛成です。ただし、これは問題がありますよ、明らかな。幾つかの個人的な例を全体に持ってきたら大事ですよ、そんなもん。そこまで精査されてないでしょ、そして。そこに対してはおかしいということを指摘して、私は賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第40号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第40号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

---

#### 日程第6. 議案第41号

○議長（林 英明君） 議案第41号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府令の公布に伴う改正です。主な内容として、特定地域型保育事業者等が保育内容支援や代替保育を実施する際に連携施設との協力確保が原則義務とされていたものが著しく困難と認められる場合等に連携施設を確保しないことができると確保義務が緩和されるものです。さらに、児童虐待対応の強化を図るものとして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を新たに追加するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第42号

○議長（林 英明君） 議案第42号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の公布に伴う改正です。41号と内容的には非常に、ほぼ同じものです。

主な内容として、家庭的保育事業者等が保育内容支援や代替保育を実施する際、連携施設との協力確保が原則義務とされていたものは著しく困難と認める場合等に連携施設を確保しないことができること確保義務が緩和されるもの、また、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が新たに追加され、児童虐待対応の強化を図るものです。さらに、これまで特定区域のみに限定されていた地域限定保育士制度が一般制度化され、登録した都道府県においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年を経過し、一定の勤務経験がある場合には、当該都道府県以外でも業務を行うことが可能となる資格制度が創設されたことに伴い改正するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第43号

○議長（林 英明君） 議案第43号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田

委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴う改正です。

主な内容として、いわゆる学童の職員による虐待に関する通報義務等が新たに追加され、児童虐待対応の強化を図るものです。また、放課後児童支援員の認定について人材不足を解消し、放課後支援員の確保に努め、放課後児童健全育成事業を継続していくためにみなし認定の期間を延長するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第44号

○議長（林 英明君） 議案第44号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第44号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、まず歳入予算では、11款地方交付税において普通交付税での財源調整による追加計上がなされています。なお、本補正後の留保財源額は1,961万4,000円であります。

15 款国庫支出金では、マイナンバーカード在留カード等一体化に係る中長期在留者住居地届出等事務交付金の追加計上がなされています。

19 款繰入金では、財政調整基金繰入金での財源調整による追加計上がなされています。なお、本補正後の財政調整基金繰入金現計予算額は2億4,000万円であります。

22 款町債では、道路インフラの長寿命化改修に係る道路維持保全事業債の追加計上がなされています。

一方、歳出予算では、歳出全般において人事院勧告による給与改定等に係る職員人件費の予算整理がなされています。

個別の案件では、2 款総務費において桂川町旅費条例の全部改正に伴う財務会計システム改修業務委託料やマイナンバーカード在留カード等一体化に係る住居地情報記録用パソコン等の追加計上がなされています。

3 款民生費では、令和7年度税制改正に伴う特定親族特別控除額追加対応等に係る国民年金システム改修業務委託料の追加計上、9 款消防費では、飯塚地区消防組合負担金の決定による追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教委員会に関する主なものは、歳入予算では、国庫支出金、県支出金で障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児通所支援給付費国庫負担金、ごめんなさい、県の負担金もあります、ここは。それから、一時預かり事業費補助金が国庫と県から支出されています。また、県支出金では、新規に在宅医療ケア児の看護等を行う家族の負担軽減を図る医療的ケア児日常生活支援事業費県補助金が追加計上されています。

18 款給付金で、王塚装飾古墳館復旧支援給付金が追加計上されています。支援いただいたところは、オーダーメイドケーキ T o i T o i さんです。町の文化祭に出展された際のチャリティー商品の売上げ全額と募金箱に設置されていた募金額を全て御寄附いただいたものです。

歳出予算では、全般において人事院勧告により給与改定等に係る職員人件費の予算整理が行われています。個別の件では先ほど言いました民生費において障害者自立支援給付費、障害児通所支援給付費及び一時預かり事業費補助金の追加計上、また新規では、成年後見人が支払能力のない被後見人を支援する場合の対価を町が負担する成年後見制度支援事業助成金や、歳入側で述べました医療ケア児に係る医療的ケア児レスパイト事業給付費が計上されています。

また、10 款教育費では、町立図書館の雨漏りの修繕料が追加計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

なお、文教厚生委員会の中でも述べたことなのですが、非常に気になっていることがあります。それは、障害者自立支援給付費、障害児通所支援給付費がここ二、三年急増していることです。いわゆる放課後デイサービスの施設が増えているとともに、デイに行く子が増えている、そしてこの費用が高くなっているということです。放課後デイサービスを否定するものでは決してありませんが、もうけ主義で経営されている放課後デイはあり、制度の趣旨に沿った運営ができていない問題点が数多く指摘されています。放課後デイに行く必要のない子までデイに誘い込んでいくという実態も報告されています。すいません、これは桂川町の場合じゃありません。

また、日本は国連からインクルーシブ教育を行っていないという勧告を何回も受けています。インクルーシブ教育とは、障がいの有無にかかわらず全ての子が分け隔てなく共に学び合う教育のことです。特別支援学級は、インクルーシブ教育ではないという指摘もされています。特別支援学級の子が放課後迎えに来たデイの車に乗り施設に行く、夕方には家に送り届けられ、地域の子と完全に切り離されてしまいます。私はできれば学童で共に過ごすことができれば良いと考えています。

いずれにしろ国、県、町が一体となって放課後デイサービス施設の実態を見つめ、対策を打つ必要が早急にあると思われまます。

以上、終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第44号令和7年度桂川町一般会計12月補正予算に反対の立場から討論に参加いたします。

この予算書には、農地利用最適化事業に関する予算40ページ、6款1項2目10節24万5,000円が計上されています。日本共産党は、農地利用最適化事業に伴う農業委員会制度の変更で農業委員会の役割が変質させるので反対をした、その経緯を踏まえ私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第44号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第44号令和7年度桂川町一般

会計補正予算（第3号）については、可決することに決定しました。

---

#### 日程第10. 議案第45号

○議長（林 英明君） 議案第45号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、人事院勧告に伴う本町の職員給与条例の一部改正に伴う人件費の増額です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第46号

○議長（林 英明君） 議案第46号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案も人事院勧告に伴う本町の職員給与条例の一部改正に伴う人件費の増額補正です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第47号

○議長（林 英明君） 議案第47号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第47号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正予算は、収益的収入及び支出のうち支出において水道事業費用730万8,000円追加するものです。

主な内容は、人事院勧告による給与改定等に伴う職員人件費の整理と配水管の修理費として2目配水及び給水費の配水管修繕費440万円計上するものです。

また、資本的支出において建設改良費220万円の追加は浄水場に係るポンプ等の機械購入費によるものです。なお、今後の配水管等の維持管理や施設の更新に向け、水道料金の見直しを検討するなど指摘をしたところです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 意見書案第4号

○議長（林 英明君） 意見書案第4号消費税減税を直ちに実施する意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。吉川紀代子議員。自席で結構です。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子は、意見書案第4号消費税減税を直ちに実施する意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり、桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年12月12日、提出者、桂川町議会議員吉川紀代子。賛成者、桂川町議会大塚和佳議員、同じく原中政廣議員です。

理由は、別紙意見書（案）のとおりです。よって、意見書（案）を朗読し、提案に代えさせていただきます。

消費税減税を直ちに実施する意見書（案）について。

国民は長引く物価高に苦しみ続けております。日銀生活意識アンケート（2025年6月）では、生活にゆとりがないと感じる人が60%超に上りました。帝国データバンク倒産集計2025年度上半期によれば、12年ぶりに5,000件を超えた倒産企業の大半が中小企業で、福岡県では自己破産件数434件で、前年同期比1.4%増となっております。

2025年7月の参議院選では、物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進しました。国民の多くが消費税減税を求めていることは明らかです。事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。消費税率が引き下げられれば、経済の好循環にもつながるものと期待されます。

税の専門家で組織する不公平な税制をただす会が、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、法人税で26兆円余り、申告所得税で13兆円余りなど、合計で58兆円を超える財源を確保でき、消費税を廃止できる財源が生まれると試算しております。

世界では115の国、地域で消費税に当たる付加価値税を減税しており、2018年に消費税を廃止したマレーシアでは景気が上向き、法人税や所得税の増収により財源を確保しております。私たちは住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える消費税を引き下げを強く求めます。

以上の趣旨から、下記事項について要望するものです。

記。

国民の大多数が求める消費税減税を直ちに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025年12月12日、福岡県桂川町議会議長林英明。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、経済産業大臣様。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員、2ページ、消費税減額になっていますけど、これ、減税ですよ。表題、直ちに実施する意見書（案）について。

まず、消費税減額と書いてありますけど、減税ですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 減税です。

○議長（林 英明君） そうでしょう。吉川さんに聞いています。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

-----  
午後2時58分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

吉川さん、これ訂正するだけでよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） はい、分かりました。

2ページ、減額じゃなくて減税に直してください。

これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 反対の立場で討論いたします。

減税と言われて嫌な人はいません。ただ単に減税できるなら大賛成です。

大企業や富裕層に相応の負担を求めるという考え方には、負担能力に応じた、公平という観点から一定の合理性があります。しかし、その層だけに財源を依存することは、税収が景気に左右

されやすく、社会保障や行政サービスを安定的に支えるには、課題があると指摘されています。税制の公平性とは、負担能力に応じた公平と、社会全体で、広く負担を分かち合う公平の、両面で成り立つものです。

したがって、特定の層の負担だけで、全てを賄うのではなく、税体系全体のバランスを考えていくことが重要と考えて、反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は賛成です。なぜならば、消費税は逆進性だからです。

お金を持ってる人と貧しい人が、同じ品物を買ったときは、同じ消費税になります。負担は、いっぱい持ってる人にとっては、これは何てことはないでしょう。厳しい人には大変です。端的に言えば、100万月に稼ぐ人と、10万稼ぐ人が、ある品物を買うとしたときに、同じ1%だったら、100万の給料をもらう人は、負担が少ないということです。ですから、これは逆進性と言われていました。

いっぱい持っている人を、言われたように、企業からというのは賛成だと言われて、僕も賛成です。もうかっている企業は、円安によってもうかっています。御存じでしょう。そこは何と、何と、トヨタが一番自民党に献金しておりました。あと、自動車が、そういったグループも献金している、もうかっているところが献金していますよね、そこ一体となっているのは、非常に気になっています。

なお、ちょっと面倒くさいことを言えば、何年か前に、フランスのトマ・ピケティという人の、「21世紀の資本」がはやりました。読みましたが分かりませんでした。解説の竹信三恵子さんのを見て分かりました。資本的収支、お金を持ちよう人が、それを転がすことによって得る収益と、労働、働いてして、みんなの働いた分を比べたときに、転がしたのは、トータルして多いというんです。つまり、持ってる人はさらに富、貧しい人はさらに厳しくなる。今の日本はそうになっていると思います。かつてのように、一億総中流という時代じゃない、そういうシステムがつくられた。そういう意味では、持ってるところは取ればいいだけで、貧しい人が、より貧しくなるような、用意ドンをするときに、もう差がついているんです、最初から。

ですから、それを消費税というのは、さらに逆進性ですから、そこに成り立ってますから非常に困る。確かに、きっちり消費税は取れます。間違いない。だから入れた、そして高くなってる、でもそのことが、この日本の貧富の差をさらに広げてきたというのは事実でしょう。だから僕は、消費税を下げるとするのは賛成です。

もっとほかの手段で取ればいい。今まで、それこそ先ほど杉村さん言われたように、大企業、それから富裕層が優遇されてきた、その辺をもう少し見直せばいいだけの話とと思っていますので、私は消費税、これを減税かな、消費税減税に賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより意見書案第4号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、意見書案第4号消費税減税を直ちに実施する意見書（案）については、否決することに決定しました。

---

#### 日程第14. 請願第1号

○議長（林 英明君） 請願第1号ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願についてを議題といたします。

本件について、紹介議員の説明を求めます。原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 請願文書を御覧ください。ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願について。

請願者は、桂川町大字寿命256番地3、筑豊の環境と未来を考える会代表須賀敏文氏。紹介議員は、私、原中政廣です。

請願の理由につきましては、朗読をして説明とさせていただきます。

ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願。

飯塚市、嘉麻市、桂川町のごみ処理を行っている、ふくおか県央環境広域施設組合（以下、「県央」と述べます。）では、施設の老朽化を理由に、ごみ処理施設の新設計画が立てられていますが、ごみの減量化や、今ある施設の長寿命化の検討が不足をしています。

また、新設計画が、関係市町の財政に与える負担は非常に大きく、飯塚市も嘉麻市も、令和10年の末に、財政調整基金等の貯金が底をつくことが予想されており、ごみ袋を含めた公共料金の値上げや、他の事業へのしわ寄せが行われるのではないかと心配の声もあります。

このような状況から、当会として、11月21日に県央の組合長、議長宛てに、ごみ処理施設の新設計画の見直しを求める請願を、8,046筆の署名を添えて、提出しました。その後、11月26日に開かれた県央議会で、武井政一組合長は、ごみ処理施設の計画等の見直しを行うと表明されました。

県央の規約によると、ごみ処理施設の設置に関する経費は、人口割となっており、桂川町の負担も、多額なものになります。町民の生活を守るため、県央のごみ処理施設等の見直しに併せ、下記の事項に特に配慮の上、ごみ処理について、抜本的な見直しを進めていただきますよう強く

求めます。

記。

- 1、町民と町議会への十分な説明と、丁寧な協議の上で、見直しを進めること。
- 2、ごみの減量化や施設の長寿命化について、十分な検討を行うこと。
- 3、町財政への影響が最小限になるよう、十分検討すること。
- 4、県央に対し、上記1から3に、最大限配慮するよう強く求めること。

以上で、説明を終わります。採択をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 1つ、この2番の施設というのは、桂苑のことでしょうか。2番、ごみの減量化や施設の長寿命化とありますが、この施設とはどこを指しているのか。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これは請願者が須賀敏文さんで、その施設の意図、確実には聞いていませんけれども、施設ということですから、2の長寿命化ということですので、飯塚クリーンセンター、桂苑もそうでしょうし、ほかにも施設関係を長寿命化という表現でされてあるんだろうと思います。

今の説明、大丈夫ですかね。だから、必ずしも意図は、全体的に今の施設の長寿命化をできませんかと。その中で長寿命化と、または、いつも問題になっております、施設を建てることには問題ないけど、できるだけ安く行こうよと。その分、町民の負担が安くなるじゃないかということが、提出された方の大きな目的だろうと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 関連の質問をさせていただきます。

今の飯塚クリーンセンターというのが出ましたけども、飯塚クリーンセンターの延命化は厳しいというのを、文教厚生委員会で視察に行かれたときに説明を受けたと聞いておるんですが、その点はどうでしょう。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 飯塚クリーンセンターもそうなんですけど、いろいろこれも話は変わるんですけども、私がおった頃は、その当時、林副議長、私が議長としてふくおか県央出ました。そのときは、まず飯塚クリーンセンターの話も出てなかったし、嘉麻市の今ある施設、これも桂川町が、今の桂苑が危なくなったとき、いつでも稼働できますよというような話で過去進んできました。そしたらいつの間にか、これを普通財産に落として、もう稼働できませんと。向こうから説明があったときも、どのくらいかかるんですか、いつの間にそうなったんですかと

というような話したときに、いや、100億円くらい稼働するためにはかかるんですよとか、話が揺れ動いております。飯塚クリーンセンターは、あと15年もてるとかというような話、そうした中で、私たちが質問はしてるんですけども、当然、目的が、これを全部統合して、桂川町に全部ごみ持ってこようというような計画ですので、これが、いえいえ、まだまだ大丈夫ですという担当課の、もう行政も一緒ですよ。町長がこっちの質問と思うたら、いやいや、うち財政大丈夫ですよって、そんな話にならないと思うんですね、現実的には。そうした流れがあります。ですから、私が最初、聞いている範囲内では、飯塚クリーンセンターは、十分、長寿命化対策ができる、だんだん話が変わっています。

だから今、特に副議長と議長が行かれてますけども、確実にこれはどうですかって文書化して、クリーンセンターはもてるんですか、もてないんですか、はっきりした数値を相手に出させる。今、曖昧模糊なんですよ。だからこうした問題も、恐らく議決事項じゃないんですね、県央では。予算とか何とかは議決事項なんですよ。ばってん、町長の行政報告として、こういう報告にならんで、曖昧模糊な説明の中で、いや、こういうような説明してますよ、確かに文書にそういうのは。でも今後、「こういう検討も必要ですよ」というような文言が、「説明しましたよ」になるわけです。そこらが怖いわけです。だからこうした問題に対しては、やっぱり一つ一つ、はっきり決着つける。飯塚クリーンセンターは潰すんですか、それとか嘉麻はどうするんですか、一つ一つ、きっちり決着つけていけば、住民に対する説明もしっかりできると思うんですよ。でも曖昧模糊でしょ、いろんな問題で。

だからそういう問題で、筑豊の環境と未来を考える会の人たちは、これ反対じゃないですよ、基本的に賛成なんです。でも、できるだけ議会頑張ってくださいと、そういう意味で請願を出してくださいという、100%じゃないかもしれない、そういう意図だろうと、私はしんしゃくして、今説明をさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） この抜本的な見直しということは、今、武井市長も言われてますんで、私たちが、絶対それは大事だと思います。ただ、この中に土地の見直しも入っているんでしょうか。九郎丸の土地の件です。（発言する者あり）入ってないですね、入ってないです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 土地の件までは入っておりません。

まず、今、福岡県央の中で2つの流れがあるんです。町長一番御存じだと思いますけど、まず全体像を出したらどうですかと。このくらい大きな建物を建てましょうと。それが決着ついたら、全体予算だったら、土地も面積も必要じゃないですかという、大きな主張されてある方たち、下川副議長も御存じですよ。ところが逆に、土地を先に買わな、次に行かれんやないかというよ

うな考え方の、僕は、あそこに傍聴に行った中で感じます。

ですから、この趣旨で出ている方は、もうこの土地の件に関しては、契約まで行っているのだと思います。これも行ってますんで、私はそこまではちょっと分かりませんが、もう基本的に、土地を分けいただいたわけですから、あとは土地より建物とか維持管理、そうしたものをどこまでもっていくかというのは、重要な部分であると思います。これは私の考え方です。でも、そういうことを、この筑豊の環境と未来を考える会の方は、恐らく議会、議長に対して、表現したいんだろうと考えます。それ以上のことは、ちょっと分かりません。（「契約は今のところ仮契約までです」と呼ぶ者あり）仮契約かどうかというのは、私は分かりませんが、仮契約したとして、抜本的な見直しの中に土地まで。例えば仮契約の効用、どこまで及ぶか分かりませんが、仮契約をしたとき、今度は仮契約の場合は、それを破棄した場合、賠償金が発生するのかな、普通の契約の場合はね。（「分かんない」と呼ぶ者あり）話してない、いやいや、いろいろと罰則はちょっと分かりませんが、仮契約。そういうのがなければ、例えば、例えばですよ、筑豊の環境と未来を考える会じゃなくして、行政、3首長は、いや、このくらい施設いくよと、飯塚区にしたら、このまま使うよと、2つで。そしたら地震やらあったとき、距離を離しとったほうがいいんじゃないかというよう考え方でもって、議会がまとまれば、今、仮契約の効用がどこに出てくるか分かりませんが、土地を含んだような考え方、それはこの筑豊の環境と未来を考える会が物申す分じゃなくして、県央議会が、しっかり方向性を出すことが、私は肝要かと考えております。

以上です。よろしいですか。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 文面から判断するしかないなので、文面から行きましょう。下のほう、町民の生活を守るため、県央のごみ処理施設等の見直しに併せて、下記の事項に、特に配慮の上、ごみ処理について抜本的な見直しを進めていただくようです。土地のこと何も書いてありません。

1、町民と町議会への十分な説明と、丁寧な協議の上、当然の話ですよ。

2、ごみの減量化や施設の長寿命化について、十分検討を行うこと。「検討を行う」。しりとも何も書いてない。検討を行う、当たり前のことです。

3、町財政への影響が最小限となるよう、十分な検討、当たり前のことです。

4、県央に関し、上記1から3に、最大限配慮するように。大賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 反対の立場から討論いたします。

今言われるように、この見直しということ対しては、私も賛成です。せないかんと思っております。ただ、この文書の中に、ちょうど中間ぐらいですね、当会として、11月21日に、県央組合長と議長宛てに、ごみ処理施設の建設見直しというのが、請願が出ております。これを、8,046の請願を求める署名が集まったとあります。このときの請願はゼロベースだったんです。全てなくす、土地から何から全部見直しというのが、このときの請願だったと思います。それは、11月26日に武井市長は、組合長が見直しと言われたので、まず、土地だけ決めてくれませんかということでありました。そのとき土地だけじゃということで、賛成多数というか、8対6ぐらいだったんですけど、決まったと思います。もし、ここの文書が、今須賀さんが出されておりますが、須賀さんのほうで、最初出された文と全く同じ、全てをゼロベースと言われたときに、あんたたち認めたやんねと言われるのは困るんで、私は一応、これは反対させていただきます。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより（「何か意見ある」と呼ぶ者あり）大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 県央に出された分の文書で、ゼロベースということですけども、やはりそのためには、何か月もかかって書面を出してありますので、そこら辺の気持ちを、環境を考える代表の須賀さんが出されたんで、その後から、もう結果が決まったから、こういうふうな文書を出されたと思うんで、やはり意見のゼロベースというのがまず生きますけど、それをちょっとした前提として、この4つの問題点を、皆さんがもう1回考えてくださいということです。それで、その11月21日に出された8,046筆のことを、やはり私どもは真摯に受け止めて、今回4項目出された分を、やはりそこら辺も含めたところで、採決のほうに、気持ちを議員として持っていかなければいけないと思って、私は賛成させていただきますけど、そういうことで、先ほど言いますように、ゼロベース、ゼロベースじゃなくて、それに基づいて、これを出されたという理解を私はしておりますので。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより請願第1号を採決します。起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立少数です。したがって、請願第1号ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願については、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和7年第5回桂川町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員